



Title	価格拘束特許実施許諾契約と反トラスト法
Author(s)	稗貫, 俊文; HIENUKI, Toshifumi
Citation	北大法学論集, 27(1), 59-113
Issue Date	1976-08-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16203
Type	departmental bulletin paper
File Information	27(1)_p59-113.pdf



価格拘束特許実施許諾契約と反トラスト法

稗貫俊文

目次

はじめに

第一節 特許権、特許実施許諾および同契約上の制限的商慣行

一、特許権、特許実施許諾の法的性格

二、特許実施許諾契約上の制限的商慣行と特許権者の正当な権利行使の範囲

第二節 価格拘束特許実施許諾の初期反トラスト法事件

一、初期判決について

二、ベーメント事件（一九〇二年）

三、特許濫用の法理の形成とその影響

四、ゼネラル・エレクトリック事件（一九二六年）

五、初期判決のまとめ

第三節 価格拘束特許実施許諾の後期反トラスト法事件

一、後期判決について

二、メイソナイト事件（一九四二年）

- 三、ライン・マテリアル事件（一九四八年）
 - 四、U・S・ジブサム事件（一九四八年）
 - 五、ニュー・リンクル事件（一九五二年）
 - 六、ニューバーグ・モイア事件（一九五二年）
 - 七、ハック事件（一九六四年）
 - 八、後期判決のまとめ
- 第四節 判例全体の総括

はじめに

本稿は、特許実施許諾契約上の価格拘束条項に対する反トラスト法の規制状況を、主に、米国連邦最高裁判所の判例の検討を通じて明らかにしようとするものである。この価格拘束は、特許権者が実施権者の製造・販売する特許製品の価格を拘束するものであり、市場分割、生産数量制限、使用分野制限等の制限的条項とともに、特許実施許諾契約に際してなす制限的行為である。この種の制限的行為は、特許製品およびその代替品の市場の競争秩序に重大な影響を及ぼすことから、一九三〇年代末より反トラスト法の厳格な規制をうけるようになった。

本来、特許政策は、反トラスト政策と対立するものではない。特許制度は、産業上有益な技術の発明者に対して、一定期間その

発明に関する製造・使用・販売の排他的権利を付与する制度である。この制度の目的は、発明者に発明の報償の機会を与え、それを手段として、産業上より有益な技術開発を促進させるところにあり、一層革新的な技術を開発させ、その成果を国民に享受させることを目差している。反トラスト政策は、市場に有効競争を維持することによって、創意工夫に満ちた経済社会を存続させ、その成果を国民すなわち一般消費者に享受させることを目差している。両政策は、こうして、目的において究極的同一性を有しているといえるのである。反トラスト法は、特許法によって付与された発明の独占権を尊重しているが、それはこうした両政策の相互補完性および共存性に基づくものである。^①

研究開発に膨大な費用と期間を費す現代企業は、特許制度によって、その成果に相応する報償を獲得することができるようにな

っている。しかし、現代企業が、特許の排他的な権利と、その実施許諾に伴う各種の制限的商慣行を、競争回避の合法的手段として利用する面も少なくない。特許制度は、特定企業の市場支配力の維持・強化の戦略的手段として利用され、特許制度本来の目的から逸脱して濫用される傾向が出てきたのである。その原因は、特許制度自体によりも、同制度の置かれた経済的環境の変化の中に見い出されるようである。経済力が集中し、各産業分野の市場構造が、独占的あるいは寡占的市場構造になるにつれて特許制度の利用に伴う弊害が顕著な形で現われてきたのである。³⁾

特許の濫用は、主として反トラスト法によって規制されてきた。この場合、裁判所は、特許法によって付与された独占を尊重することを前提に、特許権者の正当な権利行使と不当な権利濫用とを区別した。⁸⁾そして、特許権者の正当な権利行使には反トラスト法を適用しないという原則をたてた。裁判所のこの区別の判断のレビューでは、特許権者を保護することと反トラスト法の保護法益とは対立関係にあるといえる。そして、裁判所のこの点についての判断によって特許権者の特許法に基づく正当な権利行使の範囲と反トラスト法の保護法益の範囲との境界線が明らかにされてきたのである。

価格拘束、生産数量制限、市場分割、使用分野等の特許実施許諾契約上の制限的商慣行は、こうした裁判所の判断によってその適否が明らかにされてきた分野であった。⁴⁾

特許権者によるこの種の価格拘束は、当初から、特許者の特許法に基づく固有の権利行使と見なされ、今日においても、辛うじてではあるが、この見解が維持されている。しかし、最近ではむしろ、特許権者の利益保護よりも反トラスト法の保護法益を優先させるようになり、初期の判決の適用範囲は次第に限定されてきている、といった方が適当であろう。本稿における判例の検討を通じて、この規制状況の歴史的・理論的変遷が示されるだろう。

(一) 特許法と反トラスト法との関係を調整する規定は、両法のいずれにも存在しない。両法の関係は、反トラスト法事件の判例によって明らかにされてきている。

こうした両法の基本的関係については、さしあたり左の諸論文を参照されたい。

Diggins, *The Patent-Antitrust Problem*, 53 *Mich. L. Rev.* 1093.

Oppenheim, *Patents and Antitrust: peaceful coexistence?* 54 *Mich. L. Rev.* 199.

Folk, *The Relations of Patents to the Antitrust Laws*, 13 *Law & Contemp. Prob.* 278 (1948).

これらの論文は、特許政策と反トラスト政策あるいは特許法と反トラスト法との間に基本的な対立・抵触はないという前提に立脚している。

しかし、このような前提に疑問を投じる見解もある。この見解によれば、特許制度の現状は、特許制度本来の目的を見失い、反トラスト法の保護法益に対立して現代独占の礎石になっている、という。この見解は、法律の解釈論ではなくて、むしろ現状批判的な立法論もしくは政策論である。この見解の代表的著作としては、W. HAMILTON, PATENTS AND FREE ENTERPRISE (1941)、があるが、

同じ著者による左の小論文がこの見解を簡潔にまとめている。Hamilton & Till, What is a Patent? 13 *Law & Contemp. Prob.* 245 (1948).

なお、特許と反トラスト法の基本的関係についての我関における研究としては左の論文を参照されたい。

有賀美智子「特許と反トラスト法序説」*海外商事法務*五七号一〇頁以下。

(2) 前掲 Hamilton & Till 論文参照。また、特許濫用の具体的実態を知るひとつの手がかりとして、道田信一郎「企業と法律」五五頁以下に「独占とミシン特許」という興味深い論文が載せられているので参照されたい。因縁的規模による特許戦略の反トラスト法違反事件（シンガー・ミシン事件一九六二年）を素材にして、豊富な統計的資料とコメ

ントを付したものである。

(3) 注(一)掲載の Diggins, Openheim, Folk, そして有賀の各論文参照。

(4) 特許実施許諾契約上の制限的商慣行一般に対する反トラスト法の規制現状については左の諸文献を参照されたい。

REPORT OF THE ATTORNEY GENERAL'S NATIONAL

COMMITTEE TO STUDY THE ANTRUSTRUST LAWS, March

31, 1955 p. 23—41. 邦訳「資料 特許と反トラスト法」

海外商事法務四三号七頁以下。

A. D. NEALE, THE ANTRUSTRUST LAWS OF THE U. S.

A. p. 302—16 (2d ed., 1970)

Diggins, *supra* note (1), at 1099—1105.

その他に、米国の現状紹介論文として次のものがある。

ワアリス・ウエイド（小原喜雄訳）「アメリカにおける反トラスト法と特許実施許諾」*海外商事法務*五七号二頁以下。

ロイ・プロスタン「特許およびノウ・ハウのライセンス契約における制限条項と合衆国反トラスト法」*法海外商事法務*六四号二頁以下。

ウィルバー・L・フューゲイト「反トラスト法とパテン
ト・ライセンス契約」*海外商事法務*七七号二頁以下。

第一節 特許権・特許実施許諾および同契約上

の制限的商慣行

一、特許権、特許実施許諾の法的性格

アメリカ合衆国憲法一条八節八項は、連邦議会に対して、「著作者および発明者に、一定期間それぞれ著作および発明に関する排他的権利を与えることによって科学および有益な技芸の進歩を促進する」権限を与えている。

合衆国特許法は、憲法のこの規定に基づく連邦議会の立法権限によって制定されている。同特許法は、有益な新技術の発明者およびその相続人、譲受人に、発明の製造・使用・販売について、十七年間の合衆国全域での排他的権利を付与している。⁽¹⁾

特許法が発明者に与えるのは排他的権利である。特許法がなくとも発明者は、本来、その発明の製造・使用・販売の権利を有している。これはコモン・ロー上の権利である。特許法は、この発明者の権利に排他性⁽²⁾を付与する。特許権が法的独占と称されるのは、この意味においてである。

この特許権の付与は、発明者の発明に対する報償を直接の目的にしている。しかし、憲法に規定されているように、特許権の付

与は「科学および有益な技芸の進歩」を第一義的目的とするものであり、これに対して私的報償は第二義的目的にすぎない。このことは、特許権者の過大保護の制約原理として、裁判所によって、しばしば強調される⁽³⁾ところである。

特許権の付与範囲は、判例によって嚴格に限定されている。すべての特許権は、当該特許の出願の請求範囲に記載された発明に限定され、明細書に照らして解釈される。したがって、発明の範囲を決定するときは、必ずその請求範囲によらなければならぬ。いいかえれば、その請求範囲を越えて権利を主張することはできないのである。⁽³⁾

特許権の譲渡に関しては、特許法に規定されている⁽⁴⁾。その規定によれば、特許出願者、特許権者あるいは譲受人とその法定代理人は、いずれも、特許の合衆国全域あるいはその特定地域の排他的権利を他の者に譲渡できる。この場合、特許権の譲渡は、動産の性格を持つ財産の譲渡であると同法に明記されている⁽⁵⁾。特許権の譲渡は、特許侵害訴訟を提訴する権利の譲渡も含んでいる。特許権の譲渡にかかわる契約は連邦法に準拠する。

これに対し、特許実施許諾は、特許法にその点についての規定がなく、一般の契約としてなされる。この契約は、各州法に準拠

料する。

特許実施許諾とは、特許権者が、自己の特許の所有権および特許侵害訴訟権を保有したまま、実施許諾の範囲で他者に特許発明を利用させる権限である。特許実施権は、特許権全体の譲受とちがって、実施権者が発明の製造・使用・販売を、特許侵害にならずに実施できる権利にすぎない。しばしば、特許実施許諾は、特許権の譲渡が排他的権利全体の譲渡であるのに対して、それより量的に少ない権利の移転として観念されている。⁽⁶⁾ 特許実施権は、特許権を動産に類する財産と見なせば、その動産の賃貸とみなすことができる。なお、特許実施許諾は、特定の一人にだけその権限を与える場合は、専用実施許諾と称し、それ以外は通常実施許諾と称する。

(1) 35 U. S. C. § 154 (1952).

(2) このように、特許法が発明者に与える権利は、まさに発明の利用の「排他的権利」である。この点について言及する代表的な判例として左の判決を参照されたい。

Crown Co. v. Nye Tool Works, 261 U. S. 24, United States v. United Shoe Machinery Co., 247 U. S. 32, Bloomer v. McQueenan, 41 How. 539, United States v. American Bell Telephone Co., 167 U. S. 244, Hartford-

Empire Co. v. United States, 323 U. S. 386.

(3) Motion Picture Patents Co. v. Universal Film Mfg. Co., 243 U. S. 502, 510.

(4) 35 U. S. C. § 261 (1952).

(5) Ibid.

(6) United States v. General Electric Co., 272 U. S. 476, 489.

二、特許実施許諾契約上の制限的商慣行と特許権者の正当な権利行使の範囲

価格、生産数量、使用分野、市場分割等の実施許諾上の制限的条項は、普通、特許実施許諾に伴う、制限的商慣行である。この商慣行の法的性格は反トラスト法の適用と関連して問題になる。

反トラスト法は、特許法に基づく特許権者の正当な権利行使に適用されないという原則があった。したがって、この制限的商慣行が特許権者の正当な権利行使の範囲に含まれるか否か問題となるのである。

この制限的商慣行は、文字通り商慣行であって、特許法に特別の規定があるわけではない。したがって、論理的には、この商慣行は一般の契約上の制限であり、特許権者の固有の権利行使とは

いえないことになろう。しかし実際には、特許実施許諾上の価格拘束は、判例によって特許権者の正当な権利行使と見なされてお⁽¹⁾り、この種の制限はそれ自体で反トラスト法違反とはされない。この点は、特許製品の購入者に対する特許権者の制限とは対照的である。再販売価格の拘束や抱合せ条項のような特許製品の購入者に対する特許権者の制限は、判例によって、特許権者の正当な権利行使に該当しないと見なされ、その種の制限には反トラスト法が一律に適用されている。⁽²⁾その理由は、特許権者を市場の競争秩序に反してまで過大保護すべきではないという点にある。

特許実施許諾上の制限的商慣行が、これと対照的に、特許権者の固有の権利行使に該当するとされている理由は、この種の制限が、特許権者に適切な超過利潤を確保させるのに不可欠な行為であるという点にある。この点について、判例は次のように説明している。「……特許権者は、どのような使用料や条件を課しても、その成果が特許権者に認められた報償獲得の合理的範囲内に含まれるならば、当該特許に基づく製品の製造・使用・販売の実施許諾をしてよい。」⁽³⁾と。この理論は、本稿で扱う価格拘束実施許諾に対する反トラスト法事件の判決に典型的に示されている。

こうして、特許実施許諾上の制限的商慣行は、個別的には特許

権者の正当な権利行使と見なされているけれども、より総合的な観点——産業内の競争秩序への影響および特許権者や実施権者たちの意図や目的——から、特許権者の正当な権利行使か否かを問題にされる余地が残されている。たとえば、産業内の相当数を占める特許権者および実施権者たちが、この種の制限的商慣行を産業支配的な意図や目的を持って利用している場合、これらの制限は特許者の正当な権利行使とは認められず、反トラスト法違反に問われよう。

特許権者の正当な権利行使か否かの、この総合的な観点からの判断は、反トラスト法上のルール・オブ・リーズンに類似する裁判所の広い裁量権に委ねられている。⁽⁴⁾特許実施許諾上の制限的商慣行は、特許権者の合理的報償の理論によって、特許権者の正当な権利行使に該当するとされたが、その理論の適用範囲は、裁判所のこうした総合的な観点からの判断によって、次第に狭く限定されてきている。そして、その分だけ、反トラスト法が広く適用されてきている。

(1) この点は、第二節以下で述べる初期判決、ベームント事件(一九〇二年)ゼネラル・エレクトロニック事件(一九二六年)によって、確立されたものである。

(2) 特許製品の購入者に対する再販売価格維持の拘束が問題になった事件としては、左記の事件を参照。

Ethyl Gasoline Co., v. United States 309 U. S. 436 (1940). United States v. Univis Lens Co., 316 U. S. 241 (1942).

特許製品の購入者に対する抱合せ条項が問題になった事件としては、左記の事件を参照。

United Shoe Machinery Co. v. United States 258 U. S. 32 (1922). International Business Machine Corp. v. United States. 298 U. S. 131 (1936). International Salt Co. v. United States 332 U. S. 392 (1947).

(3) United States v. General Electric Co., 272 U. S. 476, 489.

(4) 反トラスト法の適用に際して、特許権者が正当な権利行使をしているか否かが問題になるが、この点の裁判所の判断は、いわゆるルール・オブ・リーズンか、それに類似する裁量に基づいて行なわれているように思われる。

特許権に関する反トラスト法事件に、ルール・オブ・リーズンが適用されると述べている判決・論文・テキストに左のものがある。

United States v. United States Gypsum Co., 333 U. S. 364, 401 (1948).

United States v. Line Material Co., 333 U. S. 287, 342 (1948).

Note, Price Fixing through Patent Licensing
61 HARV. L. REV. 1427, 1433 (1948).

AUSTIN T. STOCKELLS, ANTITRUST LAWS 560—63 (1972).

渋谷達紀「特許制度と競争政策」四一八頁—四二二頁
『現代商法学の課題 上 鈴木竹雄先生古稀記念』一九七五年

ダグラス・E・ローゼンタール「特許およびノウ・ハウの国際的実施許諾・譲渡に対するアメリカの反トラスト法の影響」国際商事法務 Vol. 4—4 (1976).

第二節 価格拘束特許実施許諾の初期反トラスト

ト法事件

一、初期判決について

本稿では、一九三〇年代末以降の判決をそれ以前の判決と區別して扱う。一九三〇年代末以降の判決は、特許権に基づく権利行使の範囲を厳格に限定し、広く反トラスト法を適用している。また、判決の論理構成および判断の実質もそれ以前とは異なっている。

る。^①したがって、一九三〇年末を区切りとして、初期判決と後期判決とに分けて考察するのが便宜である。本節では初期判決を扱
う。

初期判決として、一九〇二年のペーメント事件と一九二六年のゼネラル・エレクトリック事件の判決を検討する。両判決は、特許実施許諾契約上の価格拘束は、特許権者の特許法に基づく正当な権利であること、すなわち特許権の保護範囲に含まれることを明らかにした。そして、反トラスト法は、この種の価格拘束を一般の価格拘束とは異なるものとして、反トラスト法違反とはしない、と宣言した。とりわけ、ゼネラル・エレクトリック判決は、この点を明確にした判決として、今日でも古典的なりーディング・ケースとされている。

(一) 判決の理論構成および判断の実質についての差異は、第四節以下で検討する。一九三〇年代末を区切りとする理由は、ニュー・ディール政策の後期において、特許制度が、経済力集中による社会的弊害を生むひとつの原因として批判的に再検討され、その影響が裁判所の判決にも現われているからである。

二、ペーメント事件（一九〇二年）^②

本件は、価格拘束特許実施許諾が、初めて反トラスト法違反に問われた事件であり、かつまた、特許権が関連する初めての反トラスト法事件でもある。

本件被告ナショナル・ハロウ社は、農業機械であるまぐわに關する多数の特許を所有する特許プール会社で、多くの農業機械製造事業者に、当該特許の製造・販売実施権を与えていた。その実施権者の中に、本件の原告であるペーメント社も含まれていた。ペーメント社は、当時、当該実施許諾契約の不履行を理由にナショナル・ハロウ社によって州裁判所に訴えられていた。ペーメント社は、これに対し、当該実施許諾契約は反トラスト法に違反して無効である旨を主張して連邦最高裁判所に反訴を提訴した。ペーメント社は、当該実施許諾契約には価格拘束条項が含まれており、この条項は、ナショナル・ハロウ社の他社に対する実施許諾上の同一条項とともに、合衆国全域における特許農具の製造・販売および価格につき、すべての販売業者を支配する目的を有するものである、と主張した。そして、このような契約、結合は公益に反するのみならず、シャーマン法に違反し無効であると主張した。

しかし、ペーメント社のこの主張は、訴訟手続上の理由^③で事実

認定が限られていたため、ペーメント社自身に対する特許実施許諾上の価格拘束条項が反トラスト法に違反するか否かの問題だけに限定された。

裁判所は、全員一致でこの契約が反トラスト法に違反しないと判決した。ベッカム判事が裁判所を代表して意見を述べた。

ベッカム判事は、本件実施許諾上の価格拘束条項を、反トラスト法の観点から検討する前に、ナショナル・ハロウ社は農業機械まぐわの特許所有者であり、したがって、合衆国憲法および特許法によって認められた発明の独占者であることを強調した。そして最初に、特許法の観点から、本件実施許諾上の価格拘束の合理性を認めて次のように述べた。

「……（特許法の）一般原則は、合衆国特許法に基づく特許権の利用・譲渡は完全に自由である、ということである。特許法の目的は、まさに独占の保護にあり、この原則は、ほとんど例外なく、裁判所が以下のような制限——特許製品の製造・使用・販売の権利に関して、特許権者が課し実施権者が受諾したところのこの種の財産の性格からみて不合理ではない制限——を容認するだろうという事である。この契約上の制限は、それによって独占が維持され、価格が拘束されるからといって、違法とはされないの

である」と。

この論理を前提にして、ベッカム判事は、次にシャーマン法の観点から、本件価格拘束特許実施許諾契約の適否を検討した。ベッカム判事は、まず、以下の事を確認した。すなわち、シャーマン法は、合理的であろうと否とにかかわらず、どのような取引制限も同法の規制下においている。けれども、反トラスト法は、特許譲受者や実施権者に課された合理的で適法な条件から生ずる州際通商の制限、すなわち、特許製品が使用されるべき条件および価格の制限については何等言及していない、と。そして、シャーマン法の立法者たちは、この種のシャーマン法解釈の問題をまったく想定していなかった、と。

このようなシャーマン法の特許権に関わる現状を念頭において、ベッカム判事は、本件実施許諾契約上の価格拘束条項を、反トラスト法違反の契約・結合と構成することを回避した。この点について、ベッカム判事は次のように述べている。

「当該特許実施許諾契約を検討しても、我々はシャーマン法違反で無効にすべき条項を見出せなかった。……当該実施許諾の下で製造・販売される特許製品の価格に関する条項も、適切で合理的な制限である。この制限は、製造・販売される改良品の価格を

維持させる傾向を持つが、それは当該財産（特許権 筆者註）の性格を承認することであり、できる限りその財産価値にふさわしいものを付与することにすぎない。当事者は、この程度のことを合法的に行う権限がある。特許製品の所有者は、当然、任意の価格をそれに付与することができる。また、特許権の所有者はそれを譲渡することもできるし、特許製品の製造・販売の実施権を、実施権者に、その製品に一定価格を課すという条件で、付与することもできる。」と。

かくて、本件判決は、特許実施許諾契約上の価格拘束条件を、特許法に基づく特許権者の適法な権利行使であるとし、シャーマン法はそのような行為を違法としない事を、最初に宣言したのである。

本判決は、論理的に、二つの内容に分ける事ができると思われる。第一は、特許法に基づく特許権者の正当な権利行使は、反トラスト法違反にはならない、という特許法と反トラスト法の調整にかかわる基本原則である。第二は、特許実施許諾契約上の価格拘束条件は、特許権者の適法な権利行使の範囲に含まれ、それだけでは反トラスト法違反にはならないということである。この第二の論理は、それをどこまで一般化できるか、この判決だけでは

まだ未定であったといえよう。

(2) E. Bement & Sons v. National Harrow Co., 186 U.

S. 70 (1902).

(3) 本件の発端は、ナショナル・ハロウ社がベームメント社に、特許実施許諾契約の不履行による損害賠償の支払いを請求して、ニュー・ヨーク州裁判所に訴えたことから始まる。

この事件の事実審理は、ニュー・ヨーク州法に従って、仲裁人 (arbitrator) によってなされた。そして、ナショナル・ハロウ社勝訴の判決が下された。ベームメント社は、これに対して、ニュー・ヨーク州最高裁判所に上訴し、その結果、前判決は破棄され、事実の再審理を請求して差し戻された。しかし、州上訴審は、この請求を取り消してナショナル・ハロウ社勝訴の判決を再認確した。これに対してベームメント社は、さらに、連邦最高裁判所へ writ of error を理由に提訴したが、それが本件である。

そして、本件でベームメント社が主張した、ナショナル・ハロウ社の特許プールを利用した合衆国全域の特許まぐわの製造・販売および価格の規制という点についての事実認定は、ニュー・ヨーク州裁判所の仲裁人によってなされて

いず、また連邦最高裁判所も、この点について事実審理を行ふ事ができなかった。そのため、ナショナル・ハロウ社のベームント社に対する特許実施許諾上の価格拘束だけが、反トラスト法の問題になったのである。

(4) 186 U. S. 70, at 91.

(5) Id. at 93.

三、特許濫用の法理⁽⁶⁾の形成とその影響

ベームント判決以降、特許権者が特許法に基づく権利行使をしているか否かは、裁判所にとって反トラスト法の適用にかかわる重要な問題となった。他方、このような正当な権利行使の決定の問題は、特許法の分野においても重要な問題となった。この問題は、一九一七年のモーション・ピクチャー・パテント事件⁽⁷⁾に始まる。原告モーション・ピクチャー・パテント社は、映写機の機械の一部の特許を有していた。同社は映写機製造業者に当該特許の製造・販売の実施権を与え、かつ、実施権者がこの映写機を販売する時、その購入者に対し原告製作の劇場用フィルムのみを使用する条件を課すことを要求した。実施権者は、原告の要求に従って、この条件を映写機購入者に告知した。その後、ある映画館が

当該映写機にユニバーサル・フィルム社の製作した劇場用フィルムを使用したので、原告は、映画館所有者と当該映画製作社を特許侵害で訴えた。

しかし、最高裁判所は、原告が当該映写機の購入者に課した条件は、特許権を付与された発明の範囲を超えるものであるとして本件訴訟を却下した。裁判所は、この種の購入者に対する制限の法的性格について、次のように述べている。

「特許機械の所有者が、その特許機械に使用される資材に対して、どのような支配権を有するかという問題は、一般法による当該機械の所有権から派生するものであって、新規の有益な発明に排他的権利のみを与える特許法から派生するものではなく、また、同法によって保護されるものでもない。」⁽⁸⁾と。

本件は、特許製品の購入者に対する制限が単なる契約上の制限であり、特許権から派生する制限ではないとして、特許侵害の救済を拒否したのである。

しかし、従来、この種の特許製品購入者に対する制限は、いくつかの先例によって、特許権者の権利として認められていた。たとえば、それらの先例では靴にフラスナー・ボタンを取付ける機械の特許権を所有する者が、その特許機械の販売に際して、特許権

者の製造するフラスナー・ボタンのみを使用するという拘束約款を販売契約上に入し、この約款が守られなかった場合は、そのフラスナー・ボタンの販売業者と、特許機械の購入者を特許侵害で訴えることが許された。⁽⁸⁾ また、回転謄写機の特許権を所有する者も、その製品の購入者に対して、当該謄写機に使用するインク、原紙、等の特許権者からのみ購入するよう制限を課し、これに反した場合は、当該謄写機購入者とインク、原紙、等の販売業者を特許侵害で訴えることが許された。⁽⁹⁾ モーション・ピクチャー・パテント判決は、こうした従来の先例を廃棄し、特許法上いわゆる特許濫用の法理を初めて形成したのである。⁽¹⁰⁾

本件判決は、このような特許法上の従来の先例を廃棄するのみならず、反トラスト法にかかわるベヘメント事件の先例性をも揺がすものであった。特許権者の特許法に基づく固有の権利行使の範囲は、モーション・ピクチャー・パテント事件によってその境界線を変更されるに至った。そして、特許権者の特許製品購入者に対する拘束条件は、一般の契約上の制限に過ぎなくなった。この境界線の変更は、特許権者の実施権者に対する価格拘束の権利にも影響する可能性を孕んでいた。すなわち、もし、この種の価格拘束もまた特許権の保護範囲外におかれれば、ベヘメント事件

の判決は、近い将来において廃棄され、同種の事件が反トラスト法違反の価格決定の契約・結合とされえただであらう。

しかし、実際には、そうならなかった。右の議論はひとつの論理的可能性を示しただけに止まり、この種の価格拘束は、次のゼネラル・エレクトリック事件によって、特許権者の正当な権利行使に該当すると再確認されたのである。

(6) 特許濫用の法理は、特許法上の法理であって、反トラスト法とは直接関係が無い。同法理の形成については左の論文参照。

川口博也「アメリカ合衆国における特許権乱用と公共政策」一橋論叢五八巻三号、九九頁—一〇五頁。

なお、本稿で特許の濫用、特許の濫用的行為と述べる場合、反トラスト法との関係で特許の濫用を問題にしており、右の特許濫用の法理とは関係がない。

(7) Motion Picture Patents Co. v. Universal Film Mfg. Co., 243 U. S. 502 (1917).

(8) Id. at 513.

(9) Heaton-Peninsula Button-Fastener Co. v. Eureka Specialty Co., 77 Fed. 288 (1896).

(10) Henry v. A. B. Dick Co., 224 U. S. 1 (1912).

(11) その後の特許濫用の法理が適用された事件として、次のようなものがある。

Carbice Corp. v. American Patents Corp., 283 U. S. 27 (1931). *B. B. Chemical v. Ellis* 314 U. S. 495 (1942). *Morton Salt Co. v. Suppiger Co.*, 314 U. S. 488 (1942). *Mercoid Corp. v. Mid-Continent Investment Co.*, 320 U. S. 661 (1944). *Mercoid Corp. v. Minneapolis Honeywell Co.*, 320 U. S. 680 (1944).

なお、特許権者が特許製品の購入者に抱き合せ条件を課している場合、特許濫用の法理の他に、クレイトン法三条の適用が問題になる。両者の区別と連関については、さしあたり左の論文を参照。

NEALE, *THE ANTI-TRUST LAWS OF THE U. S. A.*
at 324—36 (2d ed. 1970).

四、ゼネラル・エレクトロニック事件⁽¹²⁾ (一九二六年)

ゼネラル・エレクトロニック事件(以下GE事件という)判決は、特許実施許諾上の価格拘束条項を、特許権者が通常かつ合理的な報價を確保するために不可欠の制限であるという論拠で、特許権の保護範囲に含まれるものとした。そして、このような制限は、反トラスト法に違反しないとして、ペーメント事件を再確認

した。

被告ゼネラル・エレクトロニック社(以下GE社)は、白熱電灯の製造工程の三つの特許権⁽¹³⁾を所有し、これらの特許権の下で白熱電灯の製造、販売事業に従事していた。GE社製造の白熱電灯は、本件で問題とされた同社の各種代理店を通じて合衆国全域で販売されていた。GE社は、また、競争関係にある被告ウエスティング・ハウス社(以下WH社)に、同社所有の特許の製造販売の実施権を付与していた。当該特許実施許諾契約は、GE社による同製品の販売条件および価格拘束の制限を含んでいた。WH社は、当該特許の実施権の下で、同製品の製造・販売事業に従事していた。同社は、同製品の販売条件、価格をGE社の指示に従って決定または変更していた。一九二一年における電灯製造・販売事業の全取引高は六千八百三十万ドルに及び、GE社はその六九パーセント、WH社は一六パーセントを占め、両社で八五パーセントに達していた⁽¹⁴⁾。

政府は、GE社とWH社を反トラスト法違反で起訴した。政府側の第一の主張点は、白熱電灯の製造・販売事業に従事するGE社が、二万一千以上の代理店と称する販売組織を通じて、合衆国全域における同電灯の取引制限および販売独占の企図に該当する

販売計画を遂行した、ということであった。そして、当該販売組織は、同電灯の購入者に対する再販売価格を維持させるための工夫にすぎず、いわゆる代理店は、実際には、卸売業者および小売商であるということであった。政府側の第二の主張点は、G E社のW H社に対する特許実施許諾上の販売条件および価格の制限が、同電灯の取引制限および販売独占の企図という第一の主張点と同様の目的を遂行するためのものである、ということであった。

本件判決は、全員一致で政府側の主張を棄却した。タフト判事が本裁判所を代表して意見を述べた。

政府側の第一の主張点に関して、タフト判事は、いわゆるG E社の代理店が真正の代理店であるか否かを、代理店契約の内容を詳細に検討することによって、明らかにした。すなわち、当該代理店契約上の権利義務関係を分析して、本件代理店はG E社所有の電灯製品の管理・販売を委託されている真正の代理店であり、その代理店に対してG E社が販売条件や価格を指示することはシヤーマン法違反の取引制限にはならないと述べた。

さらに、電灯製品販売の独占化の主張も退けた。タフト判事は、結合が価格を左右するほど事業の相当部分を網羅すれば、通

常、反トラスト法違反の重要な証拠となるが、特許法に基づく特許製品の販売事業の包括的支配は反トラスト法違反にならないと述べた。

結局、政府の第一の主張点に対する裁判所の判断は、本件代理店が真正な代理店か否かにポイントがあり、本件製品が特許製品であることは、販売事業の独占化の問題を除けば、判断を左右する事実ではなかった。

政府の第二の主張点は、第一の主張点と関連する部分は除外され、特許権者G E社が、W H社に対する当該特許実施許諾契約で、W H社の製造する特許製品の販売価格を拘束する権利を有するか否かに限定された。

タフト判事は、まず、特許実施許諾契約上の制限条項一般について次のように述べた。

「特許権者は、特許製品の製造・販売にかかわる実施許諾に、いかなる使用料や条件を——それが特許権により与えられた特許権者の報償を合理的に確保する範囲内であれば——課してもよい」⁽¹⁵⁾

このことは、特許実施許諾上の制限が、特許権者の合理的報償を確保するものである限り、特許法の保護範囲に含まれる事を意

料 味し、反トラスト法の側から見れば、適法な制限だということになる。タフト判事は、この理論を本件価格拘束に適用して次のように述べた。

「特許権者は、特許製品の製造に従事しつつ、同製品の製造・使用の実施権を、販売の実施権は留保して、他の者に与えることができる。その場合、実施権者はその製品の長所を享受できる。彼はその製品を所有し、使用できる。しかし、彼がその製品を販売すれば、特許権者の権利を侵害することになる。彼は損害賠償を請求され、侵害行為を差止められるだろう。もし特許権者が一歩進んでその製品の販売権をも与えた場合、彼は販売条件や価格に制限をつけることができるだろうか。我々は、もしその販売条件が、特許権者の独占の金銭的報償を確保するために正常で合理的に用いられるならば、そうしてもよいと考える。特許権者の排他的権利の価值的要素のひとつは、特許製品の販売価格設定から収益を得ることである。法外な価格でない限り、価格が高いほど収益も大きくなる。もし、特許権者が他者に製造・販売の実施権を与え、また、自らも同様の権利を留保して、自己のために製造・販売をしている場合、実施権者の特許製品の販売価格は、特許権者自ら販売する同製品の販売価格に必ず影響を与えるだろう。

(そこで)、特許権者が自己の実施権者に次のようにいうことは全く妥当であると考える。『貴社は我が社の特許を利用して特許製品を製造販売してよろしい。しかし、それは我が社が自ら製造販売して得る収益を損わない限りにおいてである』と。

こうしてタフト判事は、ベームント事件の先例を、新しい論拠——特許権の通常で合理的報償の範囲内であるという論拠——に基づいて、再確認した。

先に述べたように、ベームント事件判決は、特許実施許諾契約上の価格拘束条項が特許権者の適法な権利行使の範囲に含まれ、反トラスト法には違反しないという判旨であった。しかし、特許濫用の法理の形成は、特許法に基づく特許権者の合理的な権利行使の範囲を大幅に制限したので、ベームント事件判決の先例性に影響を与えるように見られた。本件G E判決は、その点について、モーション・ピクチャー・パテント判決による先例の廃棄は、ベームント事件判決の廃棄を伴うものではないとし、次のように述べた。

「前者の事件(モーション・ピクチャー・パテント事件 一九一七年)の判決は、後者の事件(ベームント事件 一九〇二年)の判決よりも広範で一般的である。特許製品の価格拘束は特許製

品とともに使用される非特許製品の購入拘束よりも、特許権者の権利に密接かつ直接の関連を持っている。事実、すでに述べたように、価格決定は特許権の適切な報償を確保するのに不可欠である」と。

GE判決は、本件の価格拘束を特許権者の通常で合理的な報償に不可欠であるという論理を展開することによって正当化し、特許実施許諾契約上の価格拘束に対する反トラスト法のリーディング・ケースとなった。

(12) *United States v. General Electric Co.*, 272 U. S. 476 (1926).

(13) この三つの特許は、次のようなものである。①電灯にタングステン・フィラメントを使用することへの基本特許。
②タングステン・フィラメントの強度と耐久性を増す製造工程の特許。③電灯の照明力を強くするためにバルブにガスを入れることへの特許。

(14) 両被告の合計の市場占有率は相当高い。この市場占有率は、第三節で扱うジブサム事件、ニュー・リンクル事件のそれとほぼ同じである。

(15) 272 U. S. 476, at 489.

(16) *Id.* at 490.

(17) *Id.* at 493.

五、初期判決のまとめ

ペーメント判決およびGE判決は、特許実施許諾契約上の価格拘束条項は、特許権者の権利に含まれる事を明らかにした。とくにGE判決は、特許権者の通常で合理的な報償の理論によってそれを根拠づけた。そして、反トラスト法は特許権者のこのような権利行使を違反にしない事を明らかにし、一般の価格決定にかかわる反トラスト法の適用分野と区別した。

この場合、勿論、特許実施許諾契約上の価格拘束条項は、州際通商の取引制限に該当しないわけではなく、競争秩序に影響を及ぼす効果においては他の価格拘束行為と同様である。けれども、裁判所は、その行為が特許権者の正当な権利行使であることを理由に、シャーマン法違反の価格決定の契約・結合として構成することを避けたのである。初期判決は、特許実施許諾契約上の価格拘束について、特許権者に広範な権限を与えたように見える。

我々は、これらの初期判決の背後に、発明者の私的収益の保障によって、産業に貢献する新技術の発明を促進することができるという特許制度に内在する規範的論理への信奉を見出すことができる。発明者への報償こそ、技術開発の原動力であるというので

料ある。

資

だが、この特許制度の理念は、過去における独立自営の企業家たちの個人主義的理想が反映しているものであり、特許制度の置かれた産業社会は、とうに、こうした時代を終えてしまつていた。¹⁹ 反トラスト法が、現代の産業社会の中で新しい使命と役割を与えられるに伴い、特許制度も発明者への報償の論理だけでは、その社会的信頼をつなぎ止めることができなくなつた。このことが、後期判決理論への推移の背景なのである。

(18) もっとも、GE判決当時は、水平的な価格決定について、まだ、当然違法の法理 (per se illegal) が形成されていなかった。この法理が形成されるに伴つて、GE判決は、その例外として位置づけられてゆくことになる。ちなみに、トレントン・ポタリズ事件の判決時は、GE判決の翌年の一九二七年であり、ソコニー・バキューム事件は、一九四〇年である。

(51) *George W. Slocum, Workable Competition and Antitrust Policy*, p. 216—220 (1961).

第三節 価格拘束特許実施許諾の後期反トラス

ト法事件

一 後期判決について

一九三〇年代末より、反トラスト法は、現代的な新しい使命と役割を担うようになり、特許制度もまたその社会的使命の再検討を迫られる機会を持つに到つた。

大恐慌後の米国において、F・ローズベルト大統領は、ニュー・ディール政策を遂行し、社会改革の気運を高めた。一九三五年に全国産業復興法が連邦最高裁判所によって違憲と判決され、ニュー・ディール政策は急転換を迫られた。しかし、高まつた社会改革的気運は、経済力の集中に伴う社会的弊害の是正に向けられるようになり、反トラスト法の現代的展開が始まるのである。一九三八年に連邦議会に提出されたローズベルト大統領のいわゆる反独占教書、および、それを受けた連邦議会の臨時全国経済委員会の設立によつて、経済力集中に伴う社会的弊害の実態調査と是正手段の検討が開始された。²⁰

特許制度に基く独占の付与、およびそこから派生した制限的商慣行は、経済力の集中に寄与し、社会的弊害を生む独占の源泉のひとつとして調査の対象となり、その調査をもとに特許法の改正も提唱された。²¹

この時期から反トラスト法の運用は強化されたが、その影響は、伝統的な反トラスト法関係の分野に限られず、特許権に関連

する競争制限的行為の分野にも及んだのである。

特許実施許諾契約上の価格拘束条項に対する反トラスト法の適用も、この時代の要請を反映して厳格になった。本節で扱う後期判決は、初期判決と比較して、特許権者の収益保護よりも反トラスト法の保護法益である競争秩序の維持の方へ重点を移している。G.E事件判決は、連邦最高裁判所の一連の判決によって、その適用範囲を限定されてゆく道であったのである。

もっとも、G.E事件の先例性自体は、司法省反トラスト部の精力的な廃棄提唱⁽³⁾にもかかわらず、連邦最高裁判所の判決によって辛くも維持されている。

(1) F・D・ローズヴェルト

「企業における集産主義を阻止せよ」

『大恐慌とニューディール』ドキュメント現代史⁵

新川健三郎編 一九三頁—一九八頁

(2) H. A. TOULMIN, JR., PATENTS AND THE ANTI-TRUST
Laws, at 260—274 (1950).

(3) Gibbons, Price Fixing in Patent Licenses and the
Anti-trust Laws, 51 Va. L. Rev. 273, at 279 (1965).

二 メイソナイト事件 (一九四二)⁽⁴⁾

本件は、特許建築材、ハードボードの販売に関連する競争企業

間の代理店契約が、政府によって反トラスト法違反の価格決定の結合として問責された事件である。

被告メイソナイト社他九社は、それぞれ、建築材の製造・販売事業あるいは他社製造にかかる建築材の販売事業に従事していた。各被告は、自己の販売組織を有し、同一市場で競争関係にたっていた。その中、数社は競争関係にある特許を所有していた。

メイソナイト社は、一九二六年にハードボードの生産を開始し自己の販売組織を通じてそれを販売していた。このハードボードの製品および製造工程に四つの特許が与えられていた。セロテックス社は、一九二八年に素材の異なる同種のハードボードの生産を宣言し、翌年に生産を開始した。この製品にも数種の特許が与えられた。セロテックス社の特許ハードボードは、メイソナイト社の同製品と競争関係にあり、かつ安価で販売されていた。

一九二八年に、メイソナイト社はセロテックス社に特許侵害の警告を発し、両社は交渉の機会を持ったが成果は無かった。一九三一年に、メイソナイト社は、同社所有の特許のひとつが、セロテックス社に侵害されているとして、特許侵害訴訟を提起した。

巡回裁判所の段階で、メイソナイト社は、自己の特許が有効でありかつ侵害されているという判決を受け勝訴した。セロテックス

社はこの判決に不服で上告した。

この当時から、再び両社の交渉が始まった。そして、その交渉は特許侵害訴訟の当事者間の和解と、本件で問題となる一九三三年の代理店契約の締結をもたらした。そして、セロテックス社は、特許ハードボードの販売につき、メイソナイト社の代理店となった。

メイソナイト社は、この時、セロテックス社と締結した代理店契約と同趣旨の協定案を、本件の他の被告たちに送付した。一九三三年十月から一九三四年の六月の期間中、送付をうけた各被告は、相互に無交渉で、それぞれ異った日付に、メイソナイト社と代理店契約を締結した。この過程で、しかし、メイソナイト社は、他社とすでに締結した契約の内容を未締結の各社に知らせ、また、新たに契約が締結されるとその契約のコピーを他の既存契約締結者に送付した。一九三五年に、競争関係にあるインスティチュート社も、同様に代理店契約に加盟した。

これらの各代理店契約は、その後、一九三六年に、全体として修正され、新契約が締結された。一九三七年には新たに、本件被告である他の二社も新契約に加入した。この二社も、契約締結当時、メイソナイト社と他の被告との代理店契約の存在および内容

の同一性を知っていた。

一九三三年の各代理店契約は、その後の契約と実質的に同一であった。特に、メイソナイト社は、各契約上で、代理店の販売する特許ハードボードの最低価格および最惠販売条件の指定権限を有していた。

政府は、本件被告たちは、いくつかの点で、シャーマン法違反の取引制限の結合を行ったと主張した。しかし、当裁判所は、政府の主張の中で、被告たちの代理店契約は特許ハードボードの適法な価格決定の結合であるという主張に限定して検討した。そして、本件事実は反トラスト法に違反するものであると判決した。ダグラス判事が裁判所を代表して意見を述べた。

ダグラス判事は、まず、本件事実にメイソナイト社の特許権と代理店契約とが関係していなければ、被告たちの行為は、シャーマン法違反の違法な価格決定の結合であると述べた。

たとえ代理店となる被告たちが、メイソナイト社との代理店契約の交渉・締結の過程で相互に無関係で無交渉であっても、被告たちの共同行為は否定されなかった。

「それぞれの被告が、その契約が孤立したものでなく、包括的な協定の一部であることにどの時点で気づいたかは明らかではな

い。しかし、各被告は協定が継続されるに伴い、その目的と範囲とを知るようになったことは明らかである。……一九三六年の新協定と一九三七年の協定によって、全員が協定の一般的目的と範囲に気付いたことは疑いない。」⁽⁵⁾

この共謀の推定は、インターステイツ・サーキット事件 (305 U. S. 208, 1939.) の先例に基づいている。ダグラス判事は、さらに、被告たちの結合・共謀が価格決定のそれであることを次のように述べている。

「メイソナイト社だけが価格決定を行い、他の被告たちは価格についてメイソナイト社と相談した事実がないことは、結合の違法性を減じるものではない。価格は、彼等が本件契約の合意をした時に決定されたのである。明示の、または暗黙の了解による委任で行なわれたグループ内の一社の価格決定は、直接の共同行為による価格決定と同様に違法である。」⁽⁶⁾と。このような価格決定の違法性の判断には、トレントン・ポタリズ事件 (一九二七年) およびソコニー・ヴァキューム事件 (一九四〇年) の当然違法の法理の影響が見られる。

次に、ダグラス判事は、代理店契約およびメイソナイト社の特許の存在を含めて本件を検討した。ダグラス判事によれば、代理店

契約という形式は、一般に、それによってシャーマン法の適用を免れることはできないものであり、とりわけ、本件の事情では、シャーマン法の適用から免れられないという。ここでいう本件の事情とは、被告たちの特許の利用形態にかかわるものであった。本件特許の利用形態を検討するにあたり、ダグラス判事は、次のような基本的前提を述べた。

「特許の所有者は、契約や合意によって、法律 (特許法) が附与したものを拡大することはできない。特許は、公正明白に特許付与の範囲に入らない独占を与えない。」⁽⁷⁾と。

さらに、ダグラス判事は、本件がベームント事件やGE事件の先例の拘束を受けないことを述べた。その理由は、本件では、メイソナイト社が、特許製品の販売権 (patent licenses to vend) を代理店に与える形式をとっており、ベームント事件やGE事件における製造・販売の特許実施権の付与とは区別される点にあった。

そしてダグラス判事は、本件には、次のような先例——特許製品が販売されて購入者の所有になったら、すでに当該製品は特許独占の範囲を脱してしまっており特許法の保護下にはおかない⁽⁸⁾——が適用されると述べた。この先例の適用にあたり、再び、ダ

グラス判事は次のことを確認した。すなわち、科学及び有益な技芸の進歩の促進が特許制度の主要目的であり、発明者への報償は第二義的なもの、あるいは、単なる手段に過ぎない。そして、特許独占の特権を私的契約によって、シャーマン法に反して拡大させることのないようにすることが、本件事実の判断の出発点である、と。以上のことを前提に、ダグラス判事は、次のように判決した。

「確かに、特許権者が特許製品の販売に代理店を利用するのに適当な範囲というものがある。自己の特許製品の販売に代理店を利用した特許権者が、もし、その販売事業が特許権者自身の事業の一部であり、かつ、議会から与えられた発明の報償を確保するためにだけ利用しているのだ、と公正に述べることができらば、彼は特許権の範囲を拡大していい。しかし、彼が別の事業の販売組織——彼と関係のない事業——を利用する場合、そのような販売組織の統合は、シャーマン法違反の取引制限になりやすく、まったく別の問題が提起される。そして本件のように、代理店契約の手段として、使われた販売組織が、特許権者の競争者のものであり、その目的が特許製品の販売価格決定であることが明白な場合、その計画はそれだけで限定された特許特権の拡大であ

り、シャーマン法違反である⁽⁹⁾。」と。

こうして、特許権者メイソナイト社は、先に述べた先例の適用によって、代理的に特許製品を引き渡した時に、当該製品への特許権者としての支配権を失い、その結果、当該価格拘束は通常の契約上の制限として反トラスト法違反になった。

本件では、被告たちの行為の検討に際して、ベームント事件やGE事件の先例の拘束を受けないことが明らかにされていた。しかし、そのことをおくとすれば、価格拘束実施許諾の分野で従来見られなかったアプローチがなされていることに気付くであろう。本件判決の論理構成は、まず特許権を考慮から除外して、反トラスト法の新しい先例に基づき、価格決定の結合・共謀を積極的に構成している。それから次に、特許権の利用形態を含めて検討しているが、特許権に基づく特許権者の権利行使は、憲法の目的規定「科学及び有益な技芸の促進」という制約原理によって、従来よりもその範囲を厳格に制限されている。

特許制度の目的を規定する憲法条項から派生するこの制約原理は、すでに他の分野で見られたものである。たとえば、特許法上の特許濫用の法理の形成には、この制約原理が働いていた。⁽¹⁰⁾ また特許製品の再販価格維持行為や抱き合せ条項に対する反トラスト

法の適用にも、この制約原理が働いていた。⁽¹¹⁾ 本判決を契機に、同原理は、特許権者の特許実施許諾契約上の価格拘束の分野にも浸透してきたといえよう。⁽¹²⁾

- (4) United States v. Masonite Corp., 316 U. S. 265(1942).
 - (5) Id. at 275.
 - (6) Id. at 275—76.
 - (7) Id. at 277.
 - (8) Bloomer v. McQuewar, 55 U. S. 539 (1852).
 - (9) 316 U. S. 265, at 279.
 - (10) 243 U. S. 502, at 511.
 - (11) 第二節註(8)に列挙した判決参照。
 - (12) 本件判決の前に、本判決とほぼ同旨の見解にたつて地裁判決を評釈した示唆深い論文として、左の論文を参照せよ。
- Note, Effect of Sherman Act on Fixing Prices of Patented Goods by Agency Licensing Agreements, 51 *Yale L. J.* 299 (1941).

三 ライン・マテリアル事件(一九四八年)⁽¹³⁾

本件は、電気器具・安全器の特許に関連する相互特許実施許諾(クロス・ライセンスング)と、それに基づく多数の価格拘束実施許諾が、政府によって、特許安全器の販売価格決定の結合とし

て反トラスト法違反に問われた事件である。とくに、本件において、G E判決の先例性が問われたのであるが、この点について裁判所の意見が四対四の同数に割れ、辛くもG E判決の先例性が維持されたことが注目される。

被告ライン・マテリアル社は、安全器の二つの特許を所有していた。サザン社は安全器のひとつの特許を所有していた。サザン社の特許は、安全器の基本特許であり、ライン・マテリアル社の特許のひとつはその改良特許であった。そして、両社のこのふたつの特許は、相互に相手の特許権を利用できなければ、実用化や商業化ができない関係にあった。

両社は、交渉して一九三六年に最初の相互特許実施許諾契約を締結した。双方とも使用料無料であり、ライン・マテリアル社は自己の特許の専用再実施許諾権もサザン社に与えた。契約文書上の要請はないが、ライン・マテリアル社は、特許安全器をサザン社の販売価格以下の価格では販売しないことを合意していた。

ライン・マテリアル社は、この時、他の被告六社に対し、自己の特許の実施許諾権限はサザン社が持っている」と通知した。その結果、一社がサザン社から両特許の価格拘束付きの実施権を受けたが、残りの五社は態度を保留した。

価格拘束特許実施許諾の新協定の提案が、ライン・マテリアル社よりなされ、特許権者二社と実施権者たちの協議がなされた。

たとえば、争いのない事実によれば、一九三九年一〇月二四日に、ライン・マテリアル社は、他の被告たちとシカゴで新協定について協議している。そして、これらの協議によって修正された特許実施許諾の提案が、再び各社に送付された。各社がこの協定に入する前の一九四〇年一月に、一九三八年のライン・マテリアル社とサザン社との最初の相互特許実施許諾契約の内容が変更された。その結果、ライン・マテリアル社は、自己の特許実施権を価格拘束付きで、かつ、使用料無料でサザン社に与えた。サザン社は、使用料無料で自己の特許の実施権と専用再実施許諾権をライン社に与えた。価格拘束はなかった。この契約の内容は、一九三八年の最初の相互特許実施許諾の内容をライン・マテリアル社とサザン社の地位を入れ換えるだけで、他は以前の形式をそのまま引継ぐものであった。

ライン・マテリアル社は、この新しい相互実施許諾契約に基づき、不可分の両特許を他の被告たち——GE社やWH社を含む——に実施許諾した。それらの各契約には、ライン・マテリアル社による価格拘束の条件が含まれていた。一九四〇年内に数多く

の被告たちが同特許実施許諾契約に入り、数回の被告たちの会議を経て、一九四一年一月八日に当該価格計画が実施された。

各被告たちは、どの会議においても、特許安全器の販売価格について議論をしていないことが認定された。しかし、同契約の協議・締結の段階で、被告たちが各契約に価格拘束が含まれていることを知ったことは間違いないかった。

なお、本件被告たちの製造・販売する特許安全器は、合衆国全体で販売される同種の製品の四〇・七七パーセントを占めていた。⁽⁴⁾ 当該特許安全器と競争関係にある代替製品が、本件被告やその他の電気器具製造業者によって製造・販売されていた。

政府側は、本件被告たちの行為は、シャーマン法違反の価格決定の結合であると申し立てた。政府側は、同時に、本裁判所に対し、本件に適用される可能性のあるGE事件の先例性を再検討するよう要求した。

本裁判所は、まず、GE事件の先例を四対四で辛うじて肯定し、次に、五対三の多数で政府の主張を認め、本件被告たちの行為を反トラスト法違反とした。

リード判事が、多数意見を代表して意見を述べた。まず、リード判事は、GE事件の先例性に対する裁判所の態度を説明した。

本件に關与した八人の判事中、G E判決を廢棄すべきだと主張したのが四人、G E判決の先例性を肯定したのが四人で、意見は真二つに割れた。このような事情から、リード判事は、G E判決の先例を有効なものとなして、次のように述べた。

「このような場合、G E判決が先例であると思はして本件判決を下さなければならぬ。……取引制限の共謀や独占の企図が含まれていなければ、特許権者(a patentee)は、価格拘束をして、他の者(another)に、特許の製造・販売・施権を、与えてもよい。」と。⁽¹⁶⁾

リード判事のこの論述は、G E判決の先例性を認めつつも、それをG E事件類似の一般的事実状況に拡大されることのないように、注意深く言葉を選んでいることを示している。⁽¹⁶⁾

このようなG E事件の先例の理解に立つて、リード判事は、本件の検討に入った。シャーマン法一条に照らした場合、同一特許分野の複数の特許権者たちは、その実施権者との特許製品の価格決定の契約・協定を通じて、自分たちの収益を確保することができると、というのが本件の問題であった。

リード判事は、本件協定の中に、全当事者による価格決定の合意があり、もし特許権者が、特許権に基づき価格拘束をなす権限を与えられていなければ、それだけで当該協定はシャーマン法に違

反すると述べた。本件合意の立証も、メイソナイト事件と同様、インターステイツ・サーキット事件の先例に拠っていた。次にリード判事は、本件とG E事件の事実の相違を明確にした。「ライン・マテリアル社の特許はサザン社の特許なしには利用できなかつたので、両者の相互実施許諾の合意の結果は、ライン・マテリアル社の手中に、両特許により完成した特許製品の価格決定の権限を集中させるものであった。かくて、たとえ再実施権の許諾は、文言上、ライン・マテリアル社自身の特許に基づく価格決定としてG E事件のパターンをまねてはいるが、一九四〇年一月の相互実施許諾によってライン・マテリアル社に付加された権利は、自己の特許に基づく製品の価格決定の効果を、サザン社の特許をも具現した同製品に及ぼさせるものであった。」⁽¹⁷⁾

本件とG E事件との差異を、所有者の異なる特許に基づく価格決定という点に見たのである。

次に、リード判事は、反トラスト法と特許法の一般的關係について言及した。そして、価格メカニズムの阻害されない機能こそ、シャーマン法を立法した議会の意思であり、自由経済の原則であることを強調し、⁽¹⁸⁾この例外は議会の立法によってのみ創設されるべきであると述べた。そして、まさに特許法は、議会によつ

料 立法された例外であるが、その例外は特許法によって付与された独占のみ限定される必要のあることを確認した。このことから、リード判事は、特許法と反トラスト法の関係について、次のような命題を導き出した。

「無効なのは特許の独占ではなく、その独占の不当な利用である⁽¹⁹⁾。」と。

この命題は、前述した特許法と反トラスト法の共存可能性を前提にして、両法の関係を規律する基本的原則を示す命題であり、リード判事は、まさにこの原則を確認したのである⁽²⁰⁾。もっとも、この命題は、裁判所にとって具体的な判断基準とはならず、何が特許独占の不当な利用に該当するか、という調整問題が、あらためて具体的ケースにおいて提起されることになる。この点を、リード判事は本件に即して次のように述べている。

「かくて、我々は、特許権による適法な取引制限とシャーマン法が広範に禁止している違法な取引制限との調整を要請される。この調整は、しかし、すでに達せられている。すなわち、先例の現状では、特許権者 (a patentee) は、G E判決の下で、競争者 (a competitor) に、価格拘束をして製造・販売の特許実施許諾を適法に与えることができる。また、数多くの判例の下で、競争

から免れる限界は、特許権の付与範囲に限定されている。

特許独占の限界を超えた特許製品の価格拘束はシャーマン法に違反すること、および、特許権の付与範囲は厳格に解釈されるべきである、という原則を念頭におけば、本件協定の価格拘束の法的効力の問題はただちに解釈できよう⁽²¹⁾。」と。

つづいて、リード判事は、次のように判決した。

「特許法は、実施権者が販売する特許製品の価格を、特許権者が決定するという権利について特別に規定していない。G E事件は、一定の条件の下で、特許権者が、実施権者の販売する特許製品の価格を合法的にコントロールできると判決したけれども、本裁判所は、別々の特許の異った所有者達が、相互特許実施許諾やその他の協定によって、彼等とその実施権者とが付けるところの特許製品の販売価格を、決定できると認めた事はない。競争関係にある、相互に侵害しない特許の所有者たちが、その特許を結合して、その特許で製造される製品のすべてを価格拘束する場合、単一の特許権者が実施権者の価格を拘束するより、より一層重大な競争侵害をもたらすだろう。たとえ本件のように、改良特許が基本特許の実施権なしには利用できず商業的に競争関係にたっていない場合でも、この議論は妥当する。」と。

さらに、被告たちが、価格決定権を行使したのは特許権者ライオン・マテリアル社のみであり、G E判決が有効なら、本件も適法になるのが論理的である、と主張した事に対し、リード判事は次のように述べた。

「しかし、我々にとつて、そのような議論は、本件の複数の実施権許諾が、取引制限の意図を立証する累積的效果を有することを考慮していないように思われる。当該協定の明白な目的と効果は、ライオン・マテリアル社に特許製品の価格を決定させることにあった。たとえ、価格決定が特許権者たちの少数によつて行なわれても、我々は、それが、取引制限——特許権者と実施権者による取引制限であつても——を禁止するシャーマン法に対する防壁をこえるものであると考へる。」²³⁾

かくして、被告たちの行為は、特許法の保護範囲を逸脱してシャーマン法に違反する価格決定の結合であるとされた。

多数意見に組み込まれたダグラス判事は、さらに、G E事件判決を廃棄すべきだという立場から、補足意見を述べた。他の三人の判事もこれに加わっている。

ダグラス判事は、憲法の特許制度の目的規定から、G E事件を廃棄すべき原則を引き出している。

「発明者に確保されるものは、その発明の排他的権利である。発明者に対する報償はまったく第二義的なものである。憲法に規定されている特許法の目的は、科学および有益な技芸の進歩の促進ということにある。

議会は、その基準に従つて、特許権者に発明の製造、使用、販売の排他的権利のみを与えている。」²⁴⁾

さらに、ダグラス判事は、こうした憲法的基準が、原則的に適用されている分野に言及して、次のように述べた。

「モーション・ピクチャー・パテント事件からインタナショナル・ソルト事件まで、裁判所は、特許権者の排他的権利を、任意の条件を課して実施権を与える権利にまで拡大することを一貫して許さなかつた。なぜなら、条件を付する制限は、特許権者に、契約による独占の拡大を可能にさせ、すべての財産に適用されるべき一般法の要請を免れさせることになるからである。」²⁵⁾

これらの分野は、特許権者の特許製品購入者に対する制限を対象にした特許濫用の法理やクレイトン法三条の適用事件の分野である。ダグラス判事は、それらの事件分野の判決の精神を、同分野のマーコイド事件²⁶⁾を引用して、次のように明確にしている。

「特許権者にとつて必要・便宜であるからといって、特許権に

よって別の独占を形成することは正当化されない。特許権者が実施許諾を拒絶する権限を有しているという事実は、彼が使用条件を課して特許独占を拡大することを許すものではない。特許は特権である。しかし、公共的目的によって制限されている特権である。その特権は発明から由来し、明細書に記載された発明の範囲に限定される。特許権者が自己の発明に何かを結びつければ彼は、財産の所有権者として、自己の権利のために契約しているにすぎず、他の何物でもない。彼は、その場合、一般法がそのような契約を規制するすべての制限に服する。」と。

ダグラス判事は、このような原則が価格拘束特許実施許諾の分野には貫ぬかれていないことに疑問を投じ、かつこの原則を貫ぬくべきであると次のように主張した。

「しかしながら、裁判所は一連の事件の中で例外を許した。一九二六年のGE事件において、同判決はベームント事件に従い、特許発明の製造・販売の実施許諾に価格拘束を付することを支持した。この判決により、シャーマン法違反となる価格決定でも、それに特許権が関連している場合には、適法とされた。しかし、どのような権限に基づいて、このような判決が下されたのか。

特許法は価格決定の結合について何も規定していない。事実、

特許法は、結合について沈黙している。この点に関連する限り、すでに述べたように、特許法が付与するものは、『発明の製造・使用・販売をなす排他的権利』である。他の者と結合して特許製品の価格を決定する権利は与えられてはない。特許法がこの点に関して沈黙している以上、この分野の価格決定の有効性は、一般法によって支配されるべきである。そして、シャーマン法が価格決定の結合を違法にしているので、特許権にも他の財産権と同様にこの法律の禁止を適用することが、論理的であり、かつシャーマン法に表現された公共政策（公益）と調和するのである。」と。

さらに、ダグラス判事は、GE事件判決は、特許権者にできるだけ高い収益を確保させることに関心があり、憲法の規定する「科学および有益な技芸の進歩の促進」という目的よりも、収益の確保という手段の特許制度の第一義的目的とみている、と批判している。また、このGE判決によって、特許権者は、排他的権利による固有の収益を得るのではなく、むしろ、競争者との結合による競争抑圧から利益を得ること、すなわち、取引制限のための結合により利益を得ることになったと述べている。最後に、ダグラス判事は次のように述べている。

「議会ではなく、本裁判所が、本件が依拠した（GE）理論の

創設者であった。本裁判所の認めた（G E）ルールは、議会が特許法に書き込んだ私的収益とは別のものである。我々が同ルールを創設したのであるから、我々が同ルールを廃棄するイニシアティブをとらなければならない。私は、同ルールを、憲法が特許制度に課した基準に合致させる事は難かしいと考える。同ルールは、明らかに、議会がシャーマン法に記載した競争的基準に反する。⁽²⁹⁾」と。

ダグラス判事の見解は、特許実施許諾上の価格拘束を、特許権者の特許法に基づく権利行使の範囲から締め出し、一般の契約上の制限として、一律に反トラスト法違反と処理しようとするものであった。

G E判決の先例は廃棄されはしなかったけれども、ダグラス判事を含めた四判事がG E事件の廃棄を主張したということは、G E事件が全員一致の判決であった事を想起すると、まさに隔世の感がある。

本件の反対意見は、バートン判事によって述べられた。この少数意見は、バートン判事を含めた三判事の見解である。バートン判事は、G E事件判決の正当性を、特許の排他的権利から価格拘束の制限を論理的に演繹することを通じて主張した。⁽³⁰⁾ また、価格

拘束による特許権者の収益の確保の必要説を説いた。そして、G E事件が先例として有効であるから、本件事実もその先例に従って適法とされる、と述べた。バートン判事は、本件において、特許の所有者が異なるという形式を重視せず、本件特許が同一製品の不可分の二特許であり、G E事件の三つの特許よりも関連性が高いので、それらの特許に基づく価格拘束は合理的であると述べた。⁽³¹⁾そして、リード判事の見解は実質よりも形式に拘泥していると批判した。また、本件ではG E事件と異って、実施権者は複数いるが、彼等の間には価格決定の合意や了解がなかったと認定し、適法な実施権許諾の単なる集合にすぎないと述べた。

バートン判事の見解は、初期判決に忠実な考え方にたち、特許権の著しい濫用が認められない限り、できるだけ特許権者の収益確保を保護しようというものであった。⁽³²⁾

本件において、G E事件の先例性は辛くも肯定され、本件事実は、この先例と区別されることよって、反トラスト法違反と判決された。本件は、被告たちの市場占有率も比較的低く、当事者間の産業支配の意図ないし目的が、事実によって明確に示されていず、インターステイツ・サーキット事件の先例によって当事者間の共同行為が認定されたものであり、これらの点で、裁判所の

厳格な態度をよく知ることのできる判決であろう。本件事実の G E 事件の事実との区別のメルクマールは、複数の特許権者の特許の結合（相互特許実施許諾による結合）という比較的明瞭な事実におかれた。この判決によって、今後、少なくとも所有者の異なる特許の結合に基づく価格拘束実施許諾は、G E 理論の保護下におかれず、反トラスト法違反となるだろう。とりわけ、本件において、相互特許実施許諾が、特許発明の実用に不可欠であった場合においても、その特許の結合に基づく価格拘束実施許諾が反トラスト法違反とされたことが、この点についての判決の厳格さを示している。

しかし、本件判決の厳しさが、G E 理論の肯定と、どのような関係にたつのか、ということ、および、競争制限の程度において、本件と G E 事件を区別することができるか、という疑問も生じないわけではない。⁽¹⁵⁾ 両事件について、市場占有率、特許相互間の関連性等を比較すれば、それ程明確に区別することができる、リード判事の本件における区別のメルクマールは、あまりに形式的なものではないか、という批判を受ける余地を残している。⁽¹⁶⁾ 結局、本判決は、G E 理論を廃棄しなかつた事によって、今後どのような事実が G E 理論の下に置かれるかという、明確にす

ることのできない問題を残したことになる。⁽¹⁷⁾

また、本件において、リード判事が、G E 事件の先例を、「特許権者は、価格拘束をして、他の者 (another) に特許の製造・販売の実施権を与えてもよい」という内容に限定して解釈したことは、後になって、another を only one に解するか否かの問題を生じさせることになった。この点については、ニューバーク・モニア事件で検討する。

(15) United States v. Line Material Co., 333 U. S. 287 (1948).

(16) これまでの一連の事件と比較すると、本件における被告たちの市場占有率は、それほど高くはない。ちなみに、G E 事件においては、被告たちは八五パーセントの高い市場占有率を有していた。裁判所は、この点について何等言及していないけれども、G E 判決の先例性を承認した以上、本件のこの事実は何等かの言及があつてしかるべきだと思われるのだが――。

(15) 333 U. S. 287, at 304.

(16) Ibid.

(17) Id. at 307.

(18) Id. at 307—10.

この点に関するリード判事の議論は、現代反トラスト法

の思想的基礎を示す古典的論述だといわれている。第二節註(11)前掲の NEALE 論文, p. 306, n. 2 参照。

- (19) 333 U. S. 287, at 310.
- (20) リード判事が、こうした反トラスト法と特許法との調整にかかわる基本原則を明示したのは、当時の司法省反トラスト部を中心とした反特許攻勢に対して、裁判所の態度を示す意味があったのだろう。司法省反トラスト部を中心とした一群の人々は、特許制度に基づく排他的権利の独占の付与自体を反トラスト法に抵触すると考えていた。彼等は、彼等の根深い特許制度に対する不信と同制限への挑戦によって「反特許十字軍」(the antipatent crusaders) と呼ばれている。
- cf. Gibbons, Price Fixing in Patent Licenses and the Antitrust Laws, 51 *Vn. L. Rev.* 273, at 279.
- (21) 333 U. S. 287, at 310—11.
- (22) *Id.* 311.
- (23) *Id.* 312—13.
- (24) *Id.* 316.
- (25) *Id.* 317.
- (26) *Mercoid. Corp v. Mid-Continent Investment Co.*, 320 U. S. 661 (1944).
- (27) *Id.* at 666.
- (28) 333 U. S. 287, at 317—18.

(29) *Id.* at 321.

(30) パートン判事の説明は、こうである。特許権は、完全に排他的権利である。特許実施許諾は、この完全な排他的権利を一部解除することを意味する。そして、特許実施許諾上の制限は、こうした解除の一部を留保することであり、やはり完全な排他的権利を一部解除していることに変わりはない。完全な排他的権利が特許権者に与えられている以上、特許実施許諾上の制限も、当然その権利の中に含まれていることになる、と。この説明は、初期判決ペーメント事件の判旨を論理的に整理したものといえる。

cf. 333 U. S. 287, at 333—34.

(31) リード判事が重視した、相互実施許諾と所有者の異なる特許の結合という事実は、パートン判事にとっては単なる形式にすぎなかった。パートン判事によれば、相互実施許諾という形式に拠らず、どちらか一方が特許を譲渡する形式に基づいて特許実施許諾をすれば、G E 事件の事実と異なるところがなくなるではないか、ということになる。そして、競争制限の程度も、異なるわけではない、という。結局、パートン判事にとって、リード判事の意見——「競争関係にある、相互に侵害しない特許の所有権たちが、その特許を結合して、その特許で製造される製品のすべてを価格拘束する場合、単一の特許権者が実施権者の価格を拘束するより、より一層重大な競争侵害をもたらすだろう」——は、

本件事実こそぐわれないと思われたのである。この点は、初期判決を踏襲する立場からではあるが、本件判決の問題点を指摘したものと読むことができる。

なお、バートン判事は、ライン・マテリアル社の実施許諾の対象企業に、有力企業GE社、WH社が含まれていることを、ライン・マテリアル社の価格拘束に対抗力的性格を認めるべきものとして、指摘している。

- (32) バートン判事も、特許権の著しい濫用や、特許権者および実施権者間に競争制限を目的とする共謀が明確に立証される場合は、特許実施許諾上の価格拘束を、反トラスト法違反とすることに躊躇しない。この点は、次のジブサム事件によって示されよう。

(33) Note, 61 Harv. L. Rev. 1427 (1948).

(34) 前掲註(31)参照。

(35) Note, supra note (33), at 1432.

(36) 333 U. S. 287, at 304.

四 ユー・エス・ジブサム事件(一九四八年)

本件は、ライン・マテリアル社事件と同日に判決され、GE事件の解釈について同事件と同一の見解にたっている。本件では、

建築材の石膏製品に関連して、被告たちが、特許製品と非特許製品の価格決定、競争排除のための特許ボードのタイプとその生産

方法の標準化、仲買人の市場からの締め出し、特許ボードの流通の規制等の共謀をしたとして問題された。

被告たちは、石膏の生産および石膏製品——石膏プラスチック・ボード、石膏ラス、石膏壁ボード、石膏プラスチック——の製造販売事業に従事していた。反トラスト法違反の共謀が申し立てられた当時、すべての被告はロッキーマ脈以東の市場で最初の三製品——石膏プラスチック、石膏ボード、石膏ラス——のほとんど全部を販売していた。石膏プラスチックの販売も、同地域の実質的部分を占めていた。当該石膏製品は建築産業で広範に使用されていた。

一九二二年前、石膏ボードとしては、石膏がボードの四辺から露出しているオープン・ボードが製造されていた。その後、U・S・ジブサム社(以下ジブサム社)は、ボードの四辺を閉じたボードの製造特許を譲り受けた。このクローズド・ボードは、生産コストが低く、運搬中に破損されにくく、釘付しても崩れないので、オープン・ボードよりも質的に優れていた。ジブサム社は、このクローズド・ボードの製造工程に他の多くの特許を獲得していた。

もともと、ジブサム社は、一九〇一年の設立以来、石膏産業の中心企業であった。一九三九年に、同社は東部の全石膏ボードの

五五パーセントを販売していた。一九二六年の初めに、同社は他の競争企業に価格拘束を付した特許實施権を与え、一九二九年以降、同社はほとんどの被告が販売する石膏ボードの価格を決定していた。一九三七年には、他の被告二社が同特許實施諾許を受けたので、同産業における価格拘束特許實施諾許契約のネットワークが完成した。

当該ネットワークが完成する過程で、ジブサム社は、他の被告を特許侵害訴訟で訴え、次に、価格拘束付きの特許實施権を相手に付与することによって、その争いを解決する方法をとりつづけた。他の被告企業にとつても、この過程は、本件ネットワークに入るか、止まるかの複雑な思惑の絡んだ市場戦略的判断の過程であつた。⁽³⁸⁾

政府は、各被告たちが、同産業のすべてのメンバーが価格拘束を含む同一の特許實施諾許契約を締結することを知りつつ、ジブサム社と当該契約を締結し、その結果、特許ボードの価格競争が排除され、非特許製品の生産が抑圧され、特許ボードの販売が規制されたと主張した。この事を立証するために、政府は多数の証拠を提出した。

その証拠によると、一九二九年の各特許實施諾許契約は実質的

に同一なものであつた。すなわち、すべての契約に、①同一の恩惠的条件、②特許製品か否かに関係なく販売価格から一定額の使用料の徴収、③本契約は、将来、新しい特許に基づいてさらに継続されるといふ合意、④製造販売業者(manufacturing distributors)に対する特許壁ボードの販売は、ジブサム社の同意がなければ許されないとする販売先の制限、⑤特許権者と実施権者の両者を拘束する最低価格条項等が含まれていた。

政府は、一九二九年の特許實施諾許契約が同産業の転換点であると述べ、以下の証拠を提出した。①第一級品質のボードの価格が高騰した。②ジブサム社は、製造するボードのタイプを標準化し、そのタイプに応じて同一価格で販売させた。販売方法も標準化され、結果として、各実施権者は他の実施権者よりも好条件下、特許製品を顧客に販売することができなくなった。③当該契約の権利を有していたが、ジブサム社は、さらに特許石膏ボードの販売価格および他の販売条件を記載した一連の公報(bulletin)を発行し配布した。この公報には、価格に影響するすべての条件が——基底点価格システムを含めて——詳細に規定されていて、実質的な価格引き下げが防止されていた。④公報で示された条件

料
が守られるように、ジプサム社は、完全所有の子会社ボード・サーウェイ社を一九三二年に設立した。各実施権者は、他の実施権者の条件違反を当子会社に報告し、調査させた。条件違反に対して、当子会社は、裁判所に提訴する権限を与えられていた。

政府は、さらに、被告たちが、非特許オープン・ボードの生産中止、仲買人の排除、石膏プラスチック等の非特許生産品の価格安定を行った、と主張した。

① 非特許ボードの生産中止

以前、特許ボードより安価で販売されていた非特許オープン・ボードは、一九二九年以降、被告たちによって、生産が中止された。これは、特許ボードを競争から守ることを狙ったものと見られた。その直接の合意は立証されなかったが、オープン・ボードが販売されていれば、特許ボードの価格安定を維持できなくなる与被告たちが了解していたという証拠があった。また、特許実施許諾契約上には、特許製品であるか否とにかかわらず、販売されたすべてのボードから特許使用料を徴収するという規定があった。これは、コスト高の非特許ボードの生産を抑え、排除することを狙っていると解された。

② 仲買人 (jobbers) の締め出し

一九二九年五月の特許実施許諾契約は、実施権者に対し、製造販売業者や仲買人にボードを販売する前に、特許権者に同意を求めることを要請していた。そして、公報は、実施権者がこれらの購入者に一〇パーセントの割引きをすることを許していた。しかし、同年一月の特許実施許諾契約は、実施権者に対して、仲買人の販売について、同意を要請しなくなり、一九三〇年八月以降の公報は、仲買人に対する割引きは中止したことを示した。その結果、仲買業者はボード販売事業で収益を得ることができなくなり、同分野から駆逐されたことがわかった。

③ 石膏プラスチック等の非特許製品の販売価格の安定化

被告たちは、特許ボードの価格安定が、すべての石膏製品の価格安定によって達成されると考えていた証拠があった。そして、事実、非特許プラスチックや他の非特許製品の価格は、一九二九年以降、高騰した。特許権者は、特許ボードと共にプラスチックを販売している実施権者に、プラスチックを高価格で販売するように要求した。その結果、プラスチックの価格は安定した。

プラスチックは、普通、ボードといっしょに販売されていたが、被告たちは、プラスチックの価格を引き下げて、ボードの購入者へのリベートとしてこれを利用していただことを述べた。そして、このよ

うなプラスチックの価格支配は適法であると主張した。しかし、政府は、ジブサム社の子会社ボード・サーヴェイ社が、実施権者から、他の実施権者がプラスチックを値引きして販売しているという苦情を受けていたという証拠を提出して、この主張を否定した。

政府は、これらの事実に基づいて、被告たちが、特許製品および非特許製品の価格決定、競争排除のための石膏ボードのタイプと生産方法の標準化、仲買業者の立場からの締め出し、石膏ボードの流通規制等の反トラスト法違反の共謀を行ったと申し立てた。

本裁判所は、政府の主張をほぼ認め、全員一致で、被告たちが反トラスト法違反の共謀をしたと判決した。この判決によって、地裁の事実認定と判決が覆えされた。リード判事が、裁判所を代表して意見を述べた。

本件では、証拠の扱い方、すなわち、各被告企業の証言内容（被告企業の役員の証言）は、その証言をした被告企業にのみ証拠力が認められるか、それとも被告企業全社に対してそれが認められるかが問題となった。裁判所は、後者を選んで、次のように述べた。

「……しかし我々は、各被告の証言は、証言した当該被告にのみ

適用されるという地裁の判決を認めることはできない。実際、証人の供述の扱い方が結論に相当の影響を与えるので、この点の配慮は、事件の核心にかかわってくる。

当該協定と公報だけでは、共謀を立証するのに充分かと疑う者もあろう。しかし、個々の証言をすべての被告にあてはめる事が許されれば、政府の主張は強く支持されることになる。我々は、特許権者と実施権者が、他者が加入するのを知って締結した、当該契約と公報とを通じて価格と販売方法をコントロールするところの全産業的な特許実施許諾契約は、一応の推定上の共謀を立証するのに充分であると考える。本件の各契約に先だつて合議と協議についての争いのない事実によれば、各実施権者は、全産業的な契約を結ぶジブサム社や他の実施権者たちの意図に気付かなかつたはずがない」と。

この一応の推定上の共謀を、リード判事は、当該特許実施許諾契約および公報の諸条件を示して基礎づけた。そして、地裁が各被告の証言を、証言した被告のみに限定して適用したことについて、次のように評した。

「もし地方裁判所が、当該特許実施許諾協定と公報によって示された計画をチャーマン法違反であると考えていたならば、証言

資料の扱い方の問題に異った結論を出したろう。」と。

さらに、地裁がG E判決を本件に適用して適法と判決したことについて、次のように述べた。

「G E判決を解釈するにあたり、地方裁判所は、ジブサム社と実施権者の特許による特権と、シャーマン法による違法な結合および独占化の禁止とのバランスを求めなかった。本件に示される価格や販売規制の共謀は、特許権の特権を超えるものであると考⁽⁴¹⁾える。」と。

そして、リード判事は、本件におけるG E判決の解釈は、地裁の解釈ではなく、ライン・マテリアル社事件の解釈に拠ることを明らかにした。

リード判事は、次に、前述した被告の証言の扱い方を前提にして、地裁の事実認定を誤りとして退けた。地裁の事実認定では、政府の多数の証拠によっても、①被告たちのオープン・ボードの生産中止の共謀、②被告たちの仲買業者の締め出しの共謀、③被告たちの非特許石膏製品の価格安定の共謀、は立証されていなかった。しかし、リード判事は、政府提出の証拠に基づいて、これらの共謀があったと推定した。この場合、リード判事は、反トラスト法上の共謀の推定につき、インターステイツ・サーキット事件

およびメイソナイト事件の先例に拠ることを明らかにしている。さらに、彼はG E事件と本件の関係を次のように述べた。

「G E事件判決は、本件の多数の記録で示された一連の被告の行動を被い隠す手段にはならない。G E事件判決は、同産業のメンバーに、産業を完全に規制し、非特許製品の生産を抑圧し、販売業者のあるクラスを締め出し、非特許製品の価格を安定させるような実質的に同一条件の特許実施許諾を与えて、産業のすべてのメンバーと共同行為する特許権者に保護を与えるものではない。」と。

さらに、リード判事は、本件の結論として、たとえ認定された特許濫用的行為（少なくとも、特許石膏製品の価格安定を目的とした、非特許ボードの生産中止の共謀と、非特許プラスチック等の価格安定の共謀）がなくとも、本件は反トラスト法違反になると述べた。

「本件において、シャーマン法によって伝統的に禁止されている濫用がないとしても、以下のこと——一産業内で以前競争者だった被告たちが、産業を規制し、価格を安定させるために、特許実施許諾契約を通じて、全産業の取引制限の共同行為をしたこと——を示せば充分である。」と。

こうして、被告たちは、反トラスト法違反の取引制限の共謀をしたと判決された。なお、本件は全員一致の判決であるが、中には、ライン・マテリアル事件で反対意見を述べた判事も含まれている。それは、これらの判事たちが、被告たちの特許濫用的行為から判断して、本件の特許の利用形態を、シャーマン法違反の不当な隠れ裏と見なしたためであろう。

ところで、本件の結論として、たとえ特許濫用的行為が無くとも、全産業的な価格安定のために、特許権者と実施権者とが取引制限の共同行為をしたことが示されるだけで反トラスト法違反である、という厳格な理論が採用されていた。

この理論は、全産業的な価格安定のための共同行為として、どのような事実を含ませて考えられているのだろうか。

この点について、リード判事は、第二次ジブサム事件⁽⁴⁶⁾において、若干言及している。

「我々は、GE事件と区別されるものとして、共同行為を強調した。その共同行為は、標準的特許実施許諾契約中の、実施権者に対する(同一の)恩恵的条件から立証された。」⁽⁴⁷⁾

「第一次ジブサム事件において、単なる複数の特許実施許諾が、シャーマン法に違反するとは述べられていない。事実と判決

文言によれば、我々の判決は、明確に以下のような根拠——産業内で以前競争者だった被告たちが、産業をコントロールし価格を安定させるため、特許実施許諾によって、全産業的な取引制限の共同行為をしたことを示せば充分である——に立脚していた。

…価格拘束条件を含む、単なる複数の実施許諾が、シャーマン法に違反するか否かは考慮する必要がなかった。」⁽⁴⁸⁾

なるほど、リード判事は、価格拘束条件を含む、単なる複数の実施許諾を、価格安定のための共同行為とは区別している。しかし、この区別は、實際上、リード判事が文言上で区別するほど容易ではないようである。⁽⁴⁹⁾ この点については、いくつかの批判的見解がある。

また、本件においては、被告たちの共同行為の存在が、GE事件の事実と区別されるメルクマールであった。しかし、市場占有率等を比較すれば、本件もライン・マテリアル事件と同様、客観的な競争への影響力において、GE事件と区別できない点がある。この点で、やはり、競争制限の程度からは、GE判決の先例の適用範囲の限定は、明確になってはいえない。⁽⁵⁰⁾

これは、特許権者の正当な権利行使か否かの判断が、その権利行使の意図や目的において判断されており、競争制限の程度とは

料
パラレルな関係にないためなのかもしれない。しかし、反トラス
ト法の目的から見れば、こうした理由による判決間のアンバランスは、妥当なものとするにはできないだろう。⁽⁵⁹⁾

- (37) *United States v. United States Gypsum Co.*, 333 U. S. 364 (1948).
(38) *Id.* 371—81.
(39) *Id.* at 388.
(40) *Ibid.*
(41) *Id.* at 390—391.
(42) *Id.* at 400.
(43) *Id.* at 401.
(44) *United States v. United States Gypsum Co.*, 340 U. S. 76 (1950).
(45) *Id.* at 83.
(46) *Id.* 84—5.
(47) 単なる複数の価格拘束特許実施許諾と価格安定のための共同行為とは、区別が難しいといわれる。その議論の趣旨は、次の通りである。
通常、GE事件の事実のような、一特許権者と一実施権者との間にも、同契約に際して交渉・協議の機会が持たれ、価格決定を含む各条項について合意が成立する。そして、当事者は、価格が当事者にとって適当と考えるところ

に設定されること、産業内で独占的地位になること、代替品の製造を中止する可能性があることおよび販売方法がコントロールされること等を知りつつ共同行為とする。

こうした共同行為は、複数の価格拘束特許実施許諾にも伴う。この場合、実施権者になる者は他の実施権者の契約条件を知りたがる。他の実施権者よりも大きな競争上のハンディ・キャップを負うことは、どの実施権者も欲しないからである。そして、その結果、すべての実施権者に対して同一の契約条件が与えられることもまればではない。また実施権者になる者は、相互に、特許権者によって提示された条件に関して、その有利・不利を協議しあうこともある。こうした共同行為は、特許実施許諾の目的を發揮させるための共同行為である。これを反トラスト法違反の共同行為とすることは、不当である。⁽⁶⁰⁾

確かに、リード判事のいう区別は、實際上困難であることが理解できる。

cf. United States v. United States Gypsum Co., et al., 67 F. Supp. 397, at 439, 440.

- (48) *Furth, Price-Restrictive Patent Licenses under the Sherman Act*, 71 *HARV. L. REV.* 815, at 824—28 (1958).
Gibbons, Price Fixing in Patent Licenses and the Antitrust Laws, 51 *YALE L. REV.* 273, at 280—83 (1965).

A. D. NEALE, *Supra note* (11), § 2 at 312—13.

(49) Note, 61 *HARV. L. REV.* 1427, at 1431—1432(1948).

(50) 後期判決は、GE事件判決を先例として肯定したうえで、それぞれの事件の事実を検討しているのであるが、被告たちの市場占有率をさほど考慮していない。これは、どういう理由によるのか、判然としない点である。

市場占有率から見れば、GE事件—八五パーセント、ライン・マテリアル事件—四〇・七パーセント、ジブサム事件—ロッキー山脈以東の市場において一〇〇パーセントとなっており、この面から判断すれば、ライン・マテリアル事件・ジブサム事件の事実が反トラスト法違反なのであるから、GE判決も廃棄されなければ、判決間のバランスがとれないのではないかと思う。

この点に言及する論者は、あまりいない。わずか、前註(49)のNoteだけが、この点について論じている。

五 ニュー・リンクル事件(一九五二年)

本件は、特許光沢塗料の特許プール会社と同塗料の製造販売業者が、同製品の統一最低価格を設定して、合衆国全体の同産業における実質的競争を排除したとして、反トラスト法違反に問われた事件である。

一九三七年に至るまで、被告ケイ・アンド・エス社は、共謀者

のカデロイド化学に対して、光沢塗料の製造にかかる特許訴訟をしていた。両社は、相互に自己の特許が基本特許であり、相手方の特許は改良特許である、と主張しあっていた。一九三七年十一月に、両社が和解し、その結果、本件被告であるニュー・リンクル社(以下NW社)を設立する協定がなされ、ケイ・アンド・エス社とカデロイド化学は、各社所有の特許と引換えに、NW社の株式を受取る事に同意した。NW社は、ケイ・アンド・エス社およびカデロイド社を含めた実施権者に最低価格条件を課することになった。また、この価格拘束条件は、同産業の主要な十二企業が当該契約に加入するまでは効力を生じさせない事になっていた。

この協定に基づき、ケイ・アンド・エス社とカデロイド化学は、関連特許をNW社に引渡した。NW社とカデロイド化学は、その他の企業や個人に対して、NW社所有の特許実施許諾を受けよう、共同で説得活動を行った。その際、両社は、当該契約上に、価格拘束その他の販売条件が含まれること、および、それらの条件は、産業全体の価格安定のために、他の実施権者の契約にも含まれることを知らせた。

一九三八年五月に、不可欠な十二の主要製造業者が、当該特許実施許諾を受けたので、価格安定プランは実施された。一九三九

料
資
年九月の本件提訴までに、ほとんど全国の二百以上の塗料製造業者が、NW社から、実質的に同一の一〇年間の特許実施許諾を受けた。当該契約は、最低価格、割り引き、その他の販売条件の遵守を要請した。

政府は、これらの被告の行為が、シャーマン法一条に反する価格決定の共謀であると問責した。

裁判所は全員一致で政府の主張を認め、リード判事が、意見を述べた。被告は、NW社が特許製品の製造業者ではなく、ただ他社に製造・使用・販売権を与える特許権者にすぎないと述べ、このための契約は州際通商ではないと主張したが、認められなかった。被告は、さらに、本件事実にベームント事件、GE事件の先例が適用されるので、シャーマン法違反にならないと主張した。

これに対し、リード判事は、まず、ラインマテリアル事件判決と、そこにおけるGE事件の解釈を参照した。

「一九四八年に、我々は詳細にその原則を検討したので、本件の結論にも、その議論を参照したい。

ベームント事件とGE事件は、特許権者(a patentee)が、実施権者(a licensee)に、価格拘束つきで製造・販売の実施許諾をする事を認めている。

一九四八年に、我々が検討した時のGE事件の先例は、右のように解釈された。

しかし『有効な特許を所有しているからといって、特許権の限界を超えた特許権者は、シャーマン法の適用を免れることはできない』と指摘しておいた。(そして)我々は次のように述べたのである。

『同一特許分野の、複数の特許権者が、相互の利益を確保するために、当事者や実施権者と特許製品の価格支配をする契約上の合意をして、相互に有効な特許を結合することは適法とはなるまい』と。相互特許実施許諾を通じた価格のコントロールは、特許独占の範囲を越えるものとして禁止された。』と。

次に、リード判事は、ジブサム事件に言及した。

「ジブサム事件は、特許権者が製造業者であったことを除けば、本件と類似した事件だった。NW社が製造業者でない事は抗弁にならないことはすでに述べた。ジブサム事件で、我々は次のように述べた『我々は、特許権者と実施権者が、他の者が加入するのを知って締結した、当該契約と公報とを通じて価格と販売方法をコントロールするところの全産業的な特許実施許諾契約は、一応の推定上の共謀を立証するのに充分である』と考える。』この一

応の推定上の事件は、地裁に差し戻され、その判決が、再び本裁判所で支持されて、確定判決となった。G E事件を論じて、本裁判所は、全員一致で次の如く述べた。『G E事件は、次のような特許権者——同産業のメンバーに、産業を完全に規制し、非特許製品を生産を抑圧し、販売業者のあるクラスを締め出し、非特許製品を安定させるような実質的同一条件の特許実施許諾を与えて、産業のすべてのメンバーと共同行為をする特許権者——に保護を与えない。……一産業内で以前競争者だった被告たちが、産業を規制し価格を安定させるために、特許実施許諾によって、全産業的な取引制限の共同行為を行ったことを示せば充分であろう。』⁽⁵¹⁾以上上の先例検討に基づき、リード判事は次のような結論を導いた。

「我々は、本件の事実と、ライン・マテリアル事件およびジブサム事件の事実との間に実質的な差異を認めない。本件協定は、特許所有者の間で特許をプールし、特許権者および実施権者の製品の販売価格を決定するために締結された。この目的と結果は、明白にシャーマン法に違反する。」⁽⁵²⁾

本件では、一方に、ケイ・アンド・エス社とカデロイド化学という所有者の異なる特許の結合——特許プール会社NW社——があ

り、他方に、産業内の実質的に大部分を占める被告たちの、価格安定のための共同行為があった。これ等の事実は、それぞれ、ライン・マテリアル事件とジブサム事件の事実とほぼ同一であり、結論は比較的容易に導かれたといえよう。しかし、本件事実における競争制限の程度については、G E事件のそれと区別することは難し⁽⁵³⁾。この点は、ライン・マテリアル事件、およびジブサム事件において述べたのと同様である。

(51) United States v. New Wrinkle Inc., 342 U. S. 371 (1952).

(52) Id. 378—79.

(53) Id. 379—80.

(54) Id. 380.

(55) cf. Newburgh Moire Co. v. Superior Moire Co., 237 F. 2d, 283, at 293 (1956).

六 ニューバーグ・モイア事件(一九五二年)⁽⁵⁶⁾

本件は、連邦地方裁判所の判決である。G E判決は、一連の、ライン・マテリアル事件、ジブサム事件、およびニュー・リンクル事件の判決によって、その適用範囲を限定されてきた。本判決は、それらの適用範囲の限定内容を吟味し、価格拘束条項は、単

一の特許実施許諾契約以外には挿入できないという解釈を導き出した。これが、いわゆる *single license rule* である。本件の理論は、連邦巡回裁判所によっても再び支持されている⁽⁵⁷⁾。しかし、まだ最高裁判所でこの理論が問題になったことはない⁽⁵⁸⁾。

原告ニューバーグ・モイア社（以下NM社）はある発明者から、織物を熱処理して模様をつけるモイア加工の特許権を購入し、当該特許の下で、織物のモイア加工に従事していた。本件審理の時には、全国で四社のモイア加工業者がいたが、最近、五番目の加工業者が新規参入し、五社になっていた。NM社は、この内の二社に、最低価格条項を含む特許実施権を与えていた。被告シュペリオア・モイア社（以下SM社）は、これらの実施権者の一社であった。NM社は、SM社が当該特許実施許諾契約に違反したので、特許侵害訴訟を提訴した。これに対して、被告SM社は、原告NM社が価格拘束条件を課すことによって、反トラスト法に違反しているか、もしくは、競争制限の手段として特許を濫用しているのか、本訴は却下されるべきであると抗弁した。

裁判所は、この抗弁について、いわゆる特許濫用の法理に関する先例を検討し、もし特許が競争制限の手段として利用されるならば、特許侵害に対する裁判上の救済は受けられないことを

確認した。そして、本件の特許が、反トラスト法に違反して、あるいは、競争制限の手段として濫用されていれば、特許侵害訴訟は却下されると述べた。

次に、本件原告が、そのような特許濫用をしているか否かを検討した。裁判所は、当該特許実施許諾上の価格拘束につき、反トラスト法事件のこれまでの先例を検討した。

一般に、価格決定の契約・結合は当然違法とされているが、特許権が関連する分野では、GE事件判決によって適法とされていることを確認した。しかしまた、GE事件の先例の適用範囲が、最近の一連の判決によって限定されてきていることに言及し、裁判所は、それらの最近の判決から二つの限定的傾向を引き出した。まず、裁判所は、実施権者の数に制限があると考えた。ライン・マテリアル事件において、リード判事が、GE事件の解釈を、「GE判決は、特許権者に、価格拘束付きの実施権を他の者（another）に与える権利を付与した⁽⁵⁹⁾」と述べたことを、裁判所は、「特許権者は、ただ単一の競争者（only one competitor）に、価格拘束付きの実施権を与えてもよい⁽⁶⁰⁾」と述べたものと解釈した。この裁判所の解釈は、*single license rule*（単一実施許諾の原則）と称されている。

また次に、裁判所は、産業内において、被告たちの占める割合も限定される傾向があることに言及している。すなわち、ジプサム事件において、被告たちは、産業内のすべて、のメンバー（*members of the industry*）であったが、ニュー・リンクル事件（*members of the industry*）であったが、ニュー・リンクル事件（*members of the industry*）では、産業内の実質的にすべて、のメンバー（*substantially all manufacturers*）であった。裁判所は、この事実の差を、ニュー・リンクル事件が産業内における被告たちの占める割合について、ジプサム事件よりも限定的になったものと解釈した。そして、この解釈は、本件の事実——全モイア加工業者五社の中、三社が価格拘束をしていること——を評価する場合に、示唆的であると考えた。裁判所は、確かに、本件のような単純多数で反トラスト法違反が問われたことはないと認めたが、最近の一連の判決がGE判決の適用範囲に対してますます限定的になっていることを指摘し、このような場合でも、反トラスト法違反となしうることを示唆した。

また、本件判決を下すにあたり、裁判所は次の前提——特許権付与範囲は厳格に解釈されるべきであること、および、特許権者が自己の発明に何かを結びつければ、彼は、そのような契約に課せられる一般法のすべての制限に服すべきであること、という前

提——に立つことを明らかにした。

そして、これらの前提をガイド・ポストにして、裁判所は、原告によって行なわれた行為は反トラスト法違反であると判断し、本件特許侵害訴訟を却下した。

本件は、GE事件は複数の実施権者に対する価格拘束を許容していないと解し、また、価格拘束を産業内の実質的多数の者が遵守することになっている場合は反トラスト法違反になると解し、この二面から本件判決を理論的に基礎づけている。この二面の理論の関係は必ずしも明らかではないが、一応、産業内で特許権者と実施権者が、相当部分を占めるような場合、特許実施許諾上の価格拘束は、単数以外許されないものと解されよう。

本件における *single license rule* は、巡回裁判所で再び支持されている。もともと、この *single license rule* については、いくつかの批判がある⁶¹。

しかし、この理論は、反トラスト法を厳格に適用しようという立場から、GE事件の先例と最近の一連の判決との調和を計ろうとするひとつの試みを示すものである。この理論に問題があるとなれば、それは、究極的には、GE事件の先例の適用範囲を限定してきた一連の判決が、必ずしも明瞭な限定内容を示していない

料
いことに理由が求められるように思われる。⁽⁶⁰⁾

資

- (56) *Newburgh Moire Co. v. Superior Moire Co.*, 105 F. Supp. 372 (1952). cf. *supra* note (55).
- (57) 前註(55)に引用している事件を参照。
- (58) 次に検討するハック事件の地裁判決には、single license rule が適用されていると評する人がいる。
cf. *Gibbons*, *supra* note (48), at 299. *Ward S. Bowman, Jr., PATENT AND ANTITRUST LAW*, at 197—98 (1973).
しかし、同事件を扱った連邦最高裁判所は、この理論を否定も肯定もしなかった。
- (59) 333 U. S. 287, at 304 (1948).
- (60) 105 F. Supp. 372, at 374.
- (61) *Gibbons*, *supra* note (48), at 299—301.
Note. *Patent Price Restrictions and the Antitrust Laws: A Balance Upset*. 67 *YALE L. J.* 700.
- (62) 註(50)で述べたように、市場の占有率が区別の内容になつていないので、G E判決とその後の一連のG E理論限定判決との差異は、実施権者の数によっていると考えざるを得なくなっている。無論、こうした指標は一面的であるから、批難されることになる。

七 ハック事件 (一九六四年)⁽⁶¹⁾

本件は、特許権者ハック社が、特許ロックボルトの製造・販売

の実施権を、タウンセント社に、価格拘束条件付きで与えていたことが、政府によって、シャーマン法違反の価格決定の結合として問責された事件である。しかし、地方裁判所は、本件をG E判決の先例に基づき、反トラスト法に違反しないと判決した。

被告ハック社は、主にジェット機、プロペラ機の機体製造に際して使用される止め金、ロックボルトの製造・販売に従事していた。このロックボルトには特許権が与えられており発明者はルイス・ハックという人で、特許権の所有者は、同氏が社長であり最大株主であるハック社であった。

一九五〇年以来、同社はこの特許ロックボルトを製造・販売していた。当該ロックボルトは、使用分野によって形・サイズが異なり、金属も合金・アルミ・チタン等の種類があつた。また、当該ロックボルトには、他の止め金の代替品があり、それ等と競争関係にたつていた。

一九五一年に、タウンセント社もロックボルトの製造・販売を開始したが、ハック社によって、特許侵害訴訟を提訴され、そして敗訴した。このため、タウンセント社は本件を上訴する一方で、ロックボルトの生産を中止しハック社に当該特許の実施許諾を要請した。

他方、ハック社は、顧客から特許ロックボルトの別の供給源を設けるように要請され、また、顧客の注文日に間に合わないという事故も起きたので、タウンセント社に特許実施権を与えることを考慮するようになった。そして、両社交渉後、一九五四年九月に、ハック社はタウンセント社に特許実施権を与えることを決定した。その後、係争中の特許侵害訴訟に却下判決が下され、両社の争いは最終的に結着がつけられた。

本件特許実施許諾契約中には、タウンセント社が当該特許の改良特許を取得した場合その改良特許の、再実施許諾権も含めた通常実施権をハック社に与える事を義務づける、いわゆるグラント・バック条項、および、ハック社によるタウンセント社への二年間の専用実施権付与の保障条項と、その二年間はハック社がタウンセント社のロックボルトの販売価格を指定するという価格拘束条項等が含まれていた。

政府側の証人は、これらの契約条項の他に、口頭によってではあるが、タウンセント社が指定価格を遵守する限り、ハック社は本件特許の実施権をタウンセント社以外には与えないという合意があったと証言した。しかし、裁判所のこの点についての認定では、この口約束なるものは、当事者の一九五四年九月の契約文書

上に含まれていた、という。それは、タウンセント社が指定価格を遵守する限り、ハック社はタウンセント社以外に実施権を与えないという、いわゆる専用実施権の効力を有するものであった、という。裁判所は、特許有効期間中に、他者に専用実施権を与え指定価格の遵守を要求するのは、ハック社の特許権者としての権利行使にすぎないと述べた。

裁判所は、さらに、以下の事を認定した。ハック社は、顧客およびタウンセント社に対し、特許製品の価格の公報を配布し守らせたが、タウンセント社が、この価格決定に参与したとか、他者に守らせるよう仕向けたという証拠はなかった。本件契約後に、両社は数回の交渉をしたが、その交渉の目的は、ロックボルトの品質・サイズ・仕上げ等の遵守規定の遂行、および技術改良の情報交換、設備の取り付け、共同宣伝等のためであって、価格決定や価格決定権の行使のためではなかった。

ハック社は、チタンのロックボルトを除いて、タウンセント社以外に特許ロックボルトの製造・販売の実施権を与えず、他の五社が実施許諾を要請したが断った。このハック社の実施許諾の拒否決定に、タウンセント社が参与した証拠はなかった。

その後、ハック社はタウンセント社に数種の特許の実施権を与

えたが、各契約中には最初の特許実施許諾契約と同様のグラント・バック条項が含まれていたけれども、価格拘束条件は含まれていなかった。また、このグラント・バック条項も、ハック社に、タウンセント社の改良特許の取引制限や独占化を許すものではなかった。さらに、タウンセント社が改良特許を得たという証拠もなかった。

結局、裁判所は、本件特許実施許諾契約には、特許権の通常で合理的な報償を獲得すること以外の意図は認められないと述べた。

また、特許ロックポルトの購入者、使用者は、当該製品の利用以外の理由によって、当該製品を購入したとか、他の代替品を購入することを禁止されていたという証拠はなかった。申し立てられた共同行為が、当該製品市場、代替製品市場に決定的な影響を与えたという証拠も、両社が、特許による独占を超えて、特許ロックポルトの独占化や取引制限の意図を有したとか、共謀したという証拠もなかった。

裁判所は、以上の事実を認定したうえで、本件を、G E判決の先例に基づき、反トラスト法に違反しないと判決した。マクローピッツ判事が代表意見を述べた。

政府側は、本件に関して、G E判決の先例性を争うことはなかったため、本件はG E判決に基づいて判断されることになった。

裁判所は、ハック社の価格指定とタウンセント社によるその価格の遵守という事実は、G E事件のそれと同じであることを認めた。また、グラント・バック条項も、排他性がなく、改良特許にかかわる取引制限や独占化をもたらすものではないことを認めた。ハック社が、自己の判断で、他の五社に特許実施権を与えなかったことも適法であると認めた。

また、裁判所は、本件に次のような事実は認められなかったと述べた。

①全産業的な、価格拘束を伴う特許実施許諾契約のネットワーク、②特許権者の他者への実施許諾に対する、多数の実施権者による妨害の合意・共謀、③競争関係にある多数の事業者への価格拘束を併う実施権の付与、④二特許権者間の、一方の特許権者にその者の所有しない特許の再実施許諾権と価格決定権とを与える相互実施許諾契約、⑤競争関係にある特許権のプールに基づく、価格拘束を伴う特許実施許諾契約、⑥非特許製品の価格決定の合意。

これらの列挙事實は、メイソナイト事件、ライン・マテリアル事件、ジブサム事件、ニュー・リンクル事件、ニューバード・モイア事件、その他数件の中に含まれていた事実を摘出したものである。

こうして、本件は、GE事件の原則の下で適法と判断され、政府の申し立ては棄却された。政府は、本件を最高裁判所に上訴した。最高裁判所は、一判事を除いた八人の判事によって本件を検討したけれども、結論が四対四に分かれたので、同裁判所の意見を付することなく、地裁判決を確定判決とすると述べた。⁽⁶⁵⁾

本件は、いわば、GE事件の現代版でありその帰趨が注目されたが、最高裁判所は、GE理論を否定も肯定もしなかった。したがって、今日なお、GE事件の先例は辛くも生きていることになっている。⁽⁶⁶⁾

- (63) United States v. Huck Mfg. Co., 227 F. Supp. 791 (1964).
- (64) 382 U. S. 197 (1965).
- (65) Ibid.
- (66) この点を“all but formally overruled”と表現する論者もあつた。cf. Supra note (49).

八 後期判決のまとめ

連邦最高裁判所は、ライン・マテリアル事件においても、ハック事件においても、GE判決の先例を廃棄しなかった。むしろ、GE判決の適用範囲を限定する道を選んだ。ここでは、まず、その限定の内容を検討してみよう。

ライン・マテリアル事件において、リード判事は、GE事件の先例を次のように解釈した。

「特許権者 (a patentee) は、価格拘束をして他の者 (another) に特許の製造・販売実施権を与えてもよい。」

そして、本件とそれ以降の判決は、この種の価格拘束についての特許権者の正当な権利行使の範囲を、あたかも、右の文言が示す内容にできるだけ接近させ、その範囲へ限定してゆくよう配慮してきたかのように見える。

まず、特許権者は a patentee に限定され、複数の特許権者の結合に基づく特許実施許諾上の価格拘束はできなくなったといえよう。この点は、相互特許実施許諾が関連するライン・マテリアル事件、特許プールが関連するニュー・リンクル事件によって示される。

次に、another という文言を、only one の意味に解するか、others の意味に解するか、問題が残るけれども、価格拘束を遵守

料 する実施権者の総数（特許権者も含めて）が制限されてきている

資 といえよう。ジブサム事件、ニュー・リンクル事件、ニューバー
グ・モイア事件の一連の判決がこの点を示している。とくに、ニ
ューバーグ・モイア事件判決では、産業内の多数（五社中の三

社）の事業者が価格拘束を遵守して、反トラスト法違反とさ
れた。また、本件は、リード判事の *another* という語を、単一の
実施権者 (*only one competitor*) の意味に解し、*single license
rule* に基づいて判決したものである。このルールが、今後、最
高裁判所において、どのように扱われるか明らかではないので、
さしあたり、産業内の多数の競争者が、特許権者や実施権者とし
て価格拘束に従っていれば、反トラスト法違反とされる可能性は
高いだろう、というに止める。

（ところで、後期判決は、GE事件の判決の適用範囲を制限し
てゆく方向において軌を一にするものであるが、リード判事のG
E判決の解釈の扱い方においては、二つに分かれる。すなわち、
ニューバーグ・モイア事件だけは、リード判事の解釈文言が示す
内容以外は、すべて反トラスト法違反になるものと考えている。

他方、それ以外の後期判決は、リード判事の解釈文言が示す内容
以外は、まだ裁判所によって判断されていず、今後の判決がその

空白を埋めるものと考えている。

前者の考え方では、特許権者と実施権者が産業内の相当部分を
占めていて、特許実施許諾上の価格拘束が複数あれば、*single
license rule* に基づき、それだけで反トラスト法違反となしう
る。特許権者の意図、目的、当事者間の共謀的要素はこの場合、
重要な法的評価の対象とはならない。なぜなら、この種の価格拘
束自体が、本来、反トラスト法違反の契約条項であるが、*single
license rule* にあてはまる場合だけ違反とされるのを免除される
と考えられているからである。

これに対して、後者の考え方によれば、特許権者の意図・目的
・当事者間の共謀的要素は、反トラスト法の法的評価の重要な対
象となる。なぜなら、それらの事実が、特許権者の正当な権利行
使の範囲を逸脱した濫用のメルクマールとなり、反トラスト法の
適用の問題が生ずると考えられているからである。けれども、こ
の考え方の場合においても、特許権者の意図・目的を、特許実施
許諾上の価格拘束がなされている産業分野の事実の態様から厳し
く認定し、特許権者の正当な権利行使の範囲を限定している。）

次に、後期判決によるGE理論の限定方法を検討してみよう。
後期判決は、当事者間の共同行為の認定がより積極的になってい

るといえる。ペーメント事件およびG E事件の判決は、特許実施諾許上の価格拘束を、それだけでは反トラスト法違反の契約・結合とは見なさなかつた。しかし、後期判決は、この点に踏まえながらも、インターステイツ・サーキット事件およびメイソynaイト事件の判決を先例にして、反トラスト法違反の結合・共謀という法律構成を、より積極的にするようになったといえる。この場合、実施権者となるべき者が、他の実施権者となるべき者も同一内容の契約に加入することを知りつつ、締結した価格拘束特許実施諾許は、価格決定の共謀とみなされた。このような厳しい共謀の認定の仕方に対して、通常の特許実施諾許に伴う了解を共謀とするのは妥当ではないという批判があることは、すべて述べた通りである。⁽⁶⁷⁾

こうした裁判所の反トラスト法の適用姿勢の積極性と並行して、G E理論に基づく特許権者の正当な権利行使の範囲が、憲法上の特許制度の目的規定「科学および有益な技芸の進歩の促進」という制約原理によって、限定されてきている。これは、特許制度が、その目的から逸脱して、単に企業へ競争上の特権を付与する制度へと変質しつつある一面への反省に基づくものだといえる。一九三〇年代以降の、特許制度の再検討の成果は、特許法の

改正提唱ばかりでなく、裁判所の特許法の解釈にも影響を及ぼしてきたのである。特許権者の正当な権利行使の範囲の制限は、こうした影響の表現であるといえよう。けれども、特許権者の正当な権利行使の範囲は、何等かの競争制限に対する客観的基準によってではなく、特許権者の意図や目的の斟酌によって限定されてきている。この点は次に述べよう。

後期判決は、このような方法で、特許権者の正当な権利行使の範囲（G E理論の適用範囲）を限定し、反トラスト法の適用範囲を拡大してきているといえるけれども、他面、その限定方法が、反トラスト法の目的の見地から見て、ネガティブな面もないわけではなかつた。⁽⁶⁸⁾

それは、一方で、一連の後期判決は、反トラスト法を厳格に適用し、他方で、G E理論を廃棄しなかつたことよって、G E事件の事実とその後の一連の後期事件の事実とは、競争制限の程度において、ほとんど区別できないということが生じた点にあらわれている。⁽⁶⁹⁾後期判決は、むしろ、競争制限の程度の区別とは対応しない形式的区別や、特許権者の意図・目的によって区別しているのである。この点は、特許権者の正当な権利行使か否かの判断が、競争制限の程度とパラレルな関係にない判断であるためか

料 shouldn't. しかし、このことが、特許実施許諾上の価格拘束に対

する反トラスト法事件の判決を、相互に整合性のないものにして

いる面があるとすれば、この分野には、まだ反トラスト法の原則
資 ないその経済的目的なりが、貫徹されていないと評せざるをえな
いだらう。

このような観点から見れば、判例の動向を整合的に説明するこ
とは難かしくなる。この点に関する限り、我々は、ニューバー
グ・モイア事件の巡回裁判所の判決⁽⁶⁷⁾における、ビッグズ裁判長の
言葉を想起せざるを得ない。彼は、GE事件の事実とニュー・リ
ンクル事件の事実とが、市場占有率等の競争制限の程度におい
て、区別をつけ難いと述べたあと、こういつている。

「この説明は、多分、論理よりも歴史に拠らざるを得ないだら
う。というのは、歴史というものは、だらしない家政婦と同じ
だからである。⁽⁶⁸⁾」

(67) cf. supra note (47), (48).

(68) cf. supra note (31).

(69) cf. supra note (49), (50).

(70) Supra note (55).

(71) Ibid. at 293.

第四節 判例全体の総括

本節では、これまで検討してきた特許実施許諾契約上の価格拘
束条項に対する反トラスト法の規制状態を、判例全体を通じて概
観することにした。

特許法と反トラスト法は、その目的において、現代の自由私企
業体制の中で、相互に補完しあい両立しうるものと考えられた。
したがって、特許法によって発明者に付与された排他的権利^{II}独
占は、反トラスト法の規制をうけない。そして、特許権者の、こ
の排他的権利に基づく正当な権利行使は、特許権の濫用的行為と
区別され、反トラスト法違反とはされない。このことは、両法の
共存可能性を前提にしており、両法の関係を調整する基本原則と
なっている。反トラスト法事件において、この原則自体が問題と
なることはない。

しかし、この原則は、抽象的であり、何が特許権者の正当な権
利行使にあたるかを、あらかじめ明らかにしていない。そして、
具体的には、この問題が、反トラスト法事件において重要な調整

の問題になつてくる。リード判事は、ライン・マテリアル事件において、この点を次のように述べていた。

「無効なのは特許の独占ではなく、その独占の不当な利用である。我々は、特許の適法な取引制限と、シャーマン法が広く禁止する違法な取引制限との調整を要請される。」

そして、特許の排他的権利から派生した様々な制限的商慣行が、この調整を要請される重要な分野であった。本稿では、特許実施許諾上の価格拘束という代表的な制限的商慣行を、検討した。

初期判決は、この種の価格拘束を、特許権者の正当な権利行使と見なし、特許権の保護範囲に含めた。とくに、G E判決は、特許権者の通常で合理的な報償の確保という論拠に基づいて、このことを是認したのであった。これらの判決の理論構成は、特許権者の保護を重視する立場から、この種の価格拘束が特許権者の正当な権利行使に含まれると述べ、ついで、反トラスト法の観点から、このような特許権者の正当な権利行使は、反トラスト法に違反しない、とする構成になっている。こうした判決理論の背後にあるのは、特許権者の保護が、発明や技芸の発展に寄与するという特許制度の理念に対する信頼であったといえよう。一九一七年の

モーション・ピクチャー・パテント事件における、特許濫用の法理の形成は、特許法の分野に新しい観点——特許権者の過大保護を戒め、競争秩序という公益をより重視する観点——を導入するものであった。しかし、この判決の影響は、G E判決によって、反トラスト法分野のベアメント判決の先例にまで及ぶことを防止された。むしろ、後期判決が、この影響をうけたといえよう。

この初期判決の理論——G E理論は、その後、司法省反トラスト部の執拗な訴追によって、廃棄を迫られた。それらが、後期判決となつて現われている。しかし、連邦最高裁判所は、結局、G E判決の先例を廃棄しなかった。

G E判決の廃棄をめざす最高潮は、ライン・マテリアル事件であった。四判事が、G E理論の廃棄を主張した。その見解は、特許実施許諾上の価格拘束を、特許権者の正当な権利行使としてではなく、すべて一般の契約上の制限として扱うことが、憲法と特許法のおよび反トラスト法の目的に叶うというものであった。もし、この見解が、裁判所の多数を占めていたならば、この種の価格拘束についての特許権者の正当な権利行使の範囲は、極めて嚴格かつ明確な境界線によって区切られたであろう。そして、裁判所は、個々の事件ごとに、被告たちの行為の態様や意図

・目的によって、G E判決との関係を吟味するという困難な作業から解放されていたであろう。しかし、裁判所の判決は、この方向を辿らなかった。

裁判所の後期判決は、すでに述べたように、G E判決の先例性を承認し、かつ、G E判決の適用範囲を限定するという方向を辿ったのである。

裁判所の後期判決の特色としては、まず、反トラスト法の適用態度が積極的になったといえる。後期の事件では、メイソナイト事件やライン・マテリアル事件、ニュー・リンクル事件の判決の論理構成が示すように、特許権者が正当な権利行使をしているか否かの検討を後にまわし、特許権が事件に関連していなければ、被告たちの行為は反トラスト法違反であることを先に明らかにしている。この場合、被告たちの行為は、インターステイツ・サーキット事件⁽²⁾の先例によって、違法な共同行為として認定されている。インターステイツ・サーキット事件では、違法な共同行為の認定について次のように述べている。

「共謀の立証は、）販売業者が、共同行為が企てられ勧められていることを知りつつ、その計画に参加すれば充分である。……違法な共謀が、共謀者の同時の契約や合意によらなくともなされ

ることは既に知られている通りである。」⁽³⁾

この理論が、特許権者と実施権者たちとの違法な共同行為を認定する基準として使われた。また、ニューバーグ・モイア事件では、かくべつに特許権者と二社の実施権者との間の共謀が検討されていないけれども、やはり反トラスト法違反の取引制限の行為とされている。

次に、裁判所は、事件に特許権が関連していることが、被告たち——特許権者と実施権者たち——の共同行為を正当化するかどうかを検討している。この点の検討にあたり、裁判所は、初期判決の立場と異って、特許権者の正当な権利行使を極めて厳格に解釈している。この厳格さは、憲法上の特許制度の目的規定「発明と技芸の進歩の促進」を基準にして、特許権者の収益の保護が過大にならないよう配慮するところから生じている。この憲法的基準によって、ほとんどの後期判決では、被告たちの行為は、特許権者の正当な権利行使にあたらぬと判断された。そして、被告たち——特許権者と実施権者たち——は、反トラスト法違反の価格決定をしたと判決されたのである。

こうした憲法的基準は、特許濫用の法理によって、すでに、特許法の分野に導入されていた。また、この基準は、特許権者の特

許製品購入者に対する抱き合せ条項の付加や再販売価格維持の拘束に対して反トラスト法を適用する場合、その前提的議論として導入されていた。後期判決は、この基準を、特許実施許諾上の価格拘束の分野に導入したのである。この基準は、次のように述べられている。

〔特許制度〕は、有益な技術の進歩が主目的であり、発明の報償は第二義的なもの、あるいは、主目的に対する手段にすぎない。〕

「特許権者は特権である。しかし、公共目的によって制限された特権である。その特許は発明に由来し、明細書に記載された発明にのみ限定される。」

このように表現された憲法的基準を、判決を下す直接の基準として導入したのは、メイソナイト事件の代表意見およびライン・マテリアル事件の補足意見を書いたダグラス判事であった。ライン・マテリアル事件の補足意見の中で、ダグラス判事は、この基準に拠って、特許権者の意図や目的に関係なく、特許実施許諾上の価格拘束を、一律に特許権者の正当な権利行使の範囲外におき、GE判決の廃棄を主張したのであった。

けれども、ほとんどの後期判決は、ここまで大胆に、同基準を

徹底させることはしなかった。むしろ、後期判決は、GE判決の適用範囲の限定に際して、特許権者の産業支配的な意図や目的を厳格に認定するための前提的議論として、同基準を導入したにすぎない。しかし、初期判決が、特許権者の収益獲得の保護に重点を置いていたことに比較すれば、こうした憲法的基準を、GE理論の制約原理として導入していることは注目すべきであろう。

以上のようにして、後期判決は、初期判決——GE理論の適用範囲を限定していったのである。

先に述べたように、特許実施許諾上の価格拘束の分野における、特許権者の正当な権利行使の範囲は、これまでの判例の積み重ねによっても、必ずしも明瞭になっていない。これは、これまでの判例の相互の関係——とりわけ、GE事件判決とライン・マテリアル事件およびジプサム事件判決との関係——が、市場の競争秩序への影響という点から見て、整合的・安定的な関係を形成していないことにある。このような現状においては、後期判決によるGE理論の適用限定および反トラスト法の適用強化という判例の動向に注目しつつも、まだ反トラスト法の原則なり目的なりが、特許実施許諾上の価格拘束の規制の分野に、充分に貫徹されていないという評価も加えておくべきであろう。

この点の解決は、G E理論を完全に廃棄するか、もしくは、G E理論の存在意義とその内容と限度を明確にするように、裁判所が判決を注意深く積み重ねてゆくか、のいずれかの道に委ねられるだろう。

司法省反トラスト部は、ハック事件の連邦最高裁判所の判決の後に、近い将来G E判決は、最高裁判所によって廃棄されるだろう、と予想を述べている。⁽⁷⁾ そうなれば、この分野の価格拘束にも、反トラスト法の価格決定に対する一般法理である当然連法の法理が適用されるようになるだろう。

けれども、他面、G E判決の廃棄は、単に過去の遺物の除去を意味するものではないことも、忘れるべきではないだろう。これは、特許法と反トラスト法との、あるいは、特許政策と反トラスト政策との、高度の熟慮を要請する調整問題の要にあたる問題である。⁽⁸⁾ 裁判所は、G E理論を廃棄するにしろ、肯定するにしろ、このような高度の調整を負担することになる。今後、この点の裁判所の判断が注目されるところである。

また、このような高度の調整問題は、連邦議会による、立法的解決の道が残されていることも看過できないだろう。⁽⁹⁾

(一) 333 U. S. 287, at 310 (1948).

(2) *Interstate Circuit Inc. v. Uited States*, 306 U. S. 208 (1939).

(3) *Id.* at 226, 227.

(4) *Pennock v. Dialogue 2 Pet (US)* 1, at 19.

(5) *Mercoid Corp. v. Mid-Continent Invest Co.*, 320 U. S. 661, at 666.

(6) "The law of price fixing by patent licenses has not yet reached an equilibrium.....The Tendency in the cases to treat similar arrangements not material to the economic consequences of the arrangement, reflects what may be a fundamental confusion over the economic ends which the law should foster."

Note, *supra* note (49), § 3 at 1433 (1948).

右の文言は、ライン・マテリアル事件およびジブサム事件の判決が下された直後の判例評論の一部であるが、今日における判例の現状においても妥当する評価だと思われる。

(7) A. D. NEALE, *supra* note (11), § 2 at 303 n. 2.

(8) G E理論が廃棄された場合、その影響は、他の制限的商慣行に及ぶだろう。すなわち、特許実施許諾上の制限的商慣行一般が、反トラスト法によって厳しく規制されるようになるだろう。これは、G E理論の廃棄か肯定かの問題が、特許法と反トラスト法との、あるいは、特許政策と反

トラスト政策との、極めて重要な調整問題にまで波及せざるをえない事を示している。

必ずしも右の問題に限られないが、やはり、この種の政策問題にまで立ち返った議論を展開している論文として、左の諸論文がある。

特許実施許諾上の価格拘束を、反トラスト法上当然違法として処理すべきであるという立場から、詳細な議論を展開している示唆的論文として、左の論文を参照せよ。

Gibbons, Price Fixing in Patent Licenses and the

Antitrust Laws 51, Vir. L. Rev. 273 (1965).

ジブサム事件の共同行為の認定の理論に疑問を投げ、合理的な価格拘束と不合理的価格拘束とを区別する判断基準として、「競争上の優位性」(competitive superiority)の理論の導入を提唱する論文として、左の論文を参照せよ。

Furth, Price-Restrictive Patent Licenses under the Sherman Act, 71 Harv. L. Rev. 815.

また、特許制度と反トラスト法の一般的問題のレビューで、特許制度の改正と反トラスト法の強化を提唱する議論として、左の論文を参照せよ。

アルフレッド・E・カーン「市場支配力に関する公共政策」二八五頁—二九八頁

ホーレス・M・グレイ「反トラスト強化のための補足措置」二四二頁—二五八頁『管理価格 公共政策論集』米国内院

反トラスト小委員会編坂根啓夫監修 独禁政策研究会訳
昭和四二年

(9) アメリカ独禁法改正に関する勧告(一)『ジュリスト』四四二号、四四三号、四四四号 一九七〇年

右改正勧告の中に、「自己の特許に関し実施権を許諾する特許権者は、同等の条件ですべての資格のある実施希望者にその実施を許諾しなければならないこと」を勧告している部分がある。(四四二号—三七頁—一三八頁、四四三号—三六頁—一三七頁参照)この勧告は、直接に、特許実施許諾上の価格拘束条件について、反トラスト法上の勧告をしているわけではないけれども、「限られたメンバーとの特許実施許諾契約は、価格を定め、市場を分割する方法以外の何ものでもないのである。」と述べている点に注目したい。また、「合理的な特許権者は、適当な特許実施料を賦課することによりその発明から十分独占的な報酬をあげることができる。」と述べている点は、暗にG E理論の妥当性を否定する見解にたつものと読むことができよう。

いずれにしても、G E理論の廃棄は、連邦最高裁判所によってなされる場合もあるが、連邦議会の立法によって実質的に廃棄される可能性も見逃せないのである。

Price Fixing in Patent Licenses and the Antitrust Laws

Toshifumi Hienuki

Contents

Introduction

I. Patents, Patent Licenses and Restrictive Terms in Licensing Agreements

1. Nature of the Patent Right and Licenses
2. Restrictions within or outside the Scope of a Patent

II. The Early Cases

1. Introduction
2. Bement Case (1902)
3. The Formation of the Patent Misuse Doctrine and its Influence on Price-Restrictive Licenses
4. General Electric Case (1926)
5. Summary

III. The Late Cases

1. Introduction
2. Masonite Case (1942)
3. Line Material Case (1948)
4. U. S. Gypsum Case (1948)
5. New Wrinkle Case (1952)
6. Newburgh Moire Case (1952)
7. Huck Case (1964)
8. Summary

IV. Conclusion

Examination of U. S. antitrust cases on patent licenses with price restriction indicates that courts are in agreement that there is no basic conflict between the antitrust law and the patent law—a patentee's practice which is within the permissible scope of the patent right does not violate the antitrust laws. The real problem is where to draw a line in deciding whether a patentee's certain practice is outside this scope or within.

The classical General Electric case of 1926 held the imposition of the price restriction on the licensee to be legal, provided the restriction is such one as "normally and reasonably adopted to secure the pecuniary reward" to the patentee. This G. E. doctrine appears to have given the patentee a broad power to fix

price at which his licensee may sell the products processed under the patent. However, while the G. E. case has not been overruled, late cases tend to give more attention to the public interest in maintaining competition by restricting, one way or another, the application of the G. E. doctrine. (eg. Line Material, U. S. Gypsum cases) And it is hard to find consistency with the G. E. doctrine in view of similar market power observable throughout these cases. No concrete principle inherent in the antitrust laws can be traceable. Only through the overruling of the G. E. doctrine, consistency could be restored.

The difficult problem connected with the adjustment between the antitrust law and patent law would call for a thoughtful policy-oriented reconsideration before overruling the G. E. doctrine.